



2024 MFJ国内競技規則

MOTORCYCLESPO RTS RULES

ROADRACE

MOTOCROSS

TRIAL

SUPERMOTO

ENDURO

SNOWMOBILE



協賛一覧



2024

MFJ国内競技規則

MOTORCYCLESPO RTS RULES

MFJ 会員行動規範

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）は、「MFJ 会員行動規範」を下記のとおり定める。

この規範はMFJに所属している競技者、公認クラブ、インストラクター、競技役員、役員などが遵守すべきものである。また、モーターサイクルスポーツを取り巻くファン、メディア関係者、業界関係者などモーターサイクルスポーツを愛好するすべての者がこれを理解し、尊重することを願う。

私たちはモーターサイクルスポーツを通じて人間的に成長し、家族の絆や友情の輪を広げることを望んでいる。本規範に則った行動を通じて、モーターサイクルスポーツの社会的地位を向上させ、文化として継承し、ライダーが『心』『技』『体』整ったスポーツマンとして憧れの存在となることを強く願う。そしてモーターサイクルスポーツに関わる自分自身の人生を豊かなものとし、他のスポーツに取り組む仲間とともに平和で健全な社会を築いていきたい。

1. 「フェアプレー」フェアプレーの精神を持ち、フェアな行動を心がける。
2. 「相手の尊重」他のライダーやオフィシャルなどにも友情と尊敬をもって接する。
3. 「安全意識」自己を守り、他のライダー・オフィシャルの安全に心がける。
4. 「自己責任」競技中発生した損害はすべて自己責任であることを認識する。
5. 「ルールの遵守」ルールを守り、ルールの精神に則り行動する。
6. 「勝敗の受容」勝利の時は慎みを忘れず、また敗戦も誇りある態度で受け入れる。
7. 「仲間の拡大」モーターサイクルスポーツの魅力を伝え、仲間やファンを増やすことに努める。
8. 「環境への配慮」周辺環境に配慮し、自然を大切にし、廃油、ごみは持ち帰る。
9. 「責任ある行動」社会の一員として責任ある態度と行動をとる。特に一般公道では安全運転を心がける。
10. 「社会悪との戦い」薬物の乱用、暴走行為、差別などスポーツの健全な発展を脅かす社会悪に反対する。
11. 「感謝と喜び」常に感謝と喜びの気持ちをもってモーターサイクルスポーツに関わる。

プライバシーポリシー

個人情報保護方針

当会は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、当会との一層の信頼関係を築くため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

(1) 個人情報の取得

当会は、業務上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当会は、内閣府認可の一般財団法人です。当会は取引により頂いた個人情報を、競技会に関する情報提供、個人の競技結果の管理、及び満足度を向上させるためのアンケート調査のために必要な範囲で利用するほか、これらの業務遂行のためにMFJ広域事務局、競技会主催者、スポーツ安全保険（指定保険、その他保険業務を含む）、および業務委託先に提供を行うことがあります。また、利用目的を変更する場合には、その内容に対し書面等により通知するか、または公式ホームページへの掲載、事務所内への掲示などの方法により公表します。

(3) 個人情報の安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

(4) 個人情報の第三者への提供

当会は、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示、訂正等または利用停止等に関するご請求については、ご請求者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、異議なく速やかに対応いたします。なお、開示等の手続については所定の手数料をいただきます。手続を希望される方は、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

(6) コンプライアンス（法令遵守）行動規範の策定、実施、維持、改善について

当会は、個人情報の取扱いに関する法令を遵守します。また、コンプライアンス行動規範を策定するとともに、従業員への教育・指導を徹底いたします。当会は、個人情報の取扱い及び安全管理に関わる適切な措置について、定期的に監査を行い、適宜見直し、改善いたします。

お問い合わせ先

所在地：東京都中央区築地3丁目11番6号 築地スクエアビル10階

名 称：一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

電 話：03-5565-0900（受付時間：月曜日～金曜日 10時～16時 ただし祝祭日は除く）

ホームページアドレス：<https://www.mfj.or.jp>

平成17年3月10日制定

平成26年4月15日改定

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

会長 鈴木 哲夫

2024

MFJ国内競技規則

MOTORCYCLESPO RTS RULES

MFJ組織について

FIM（国際モーターサイクリズム連盟）

FIMは、世界的にモーターサイクルスポーツを管理し、普及・振興を図り、これらの分野におけるユーザー支援団体として創立された国際組織である。1904年に国際レースで起きた論争をきっかけに国際的なモーターサイクル組織の設立が呼びかけられ、1904年12月22日にパリで創立。現在本部をスイスのMiesに置く。現在の加盟国は**118カ国**。世界のモーターサイクルスポーツすべての競技運営を統括しているとともにIOC（国際オリンピック委員会）から2000年9月に認可され、モーターサイクルスポーツをオリンピック競技種目とすべく、積極的な活動を行なっている。

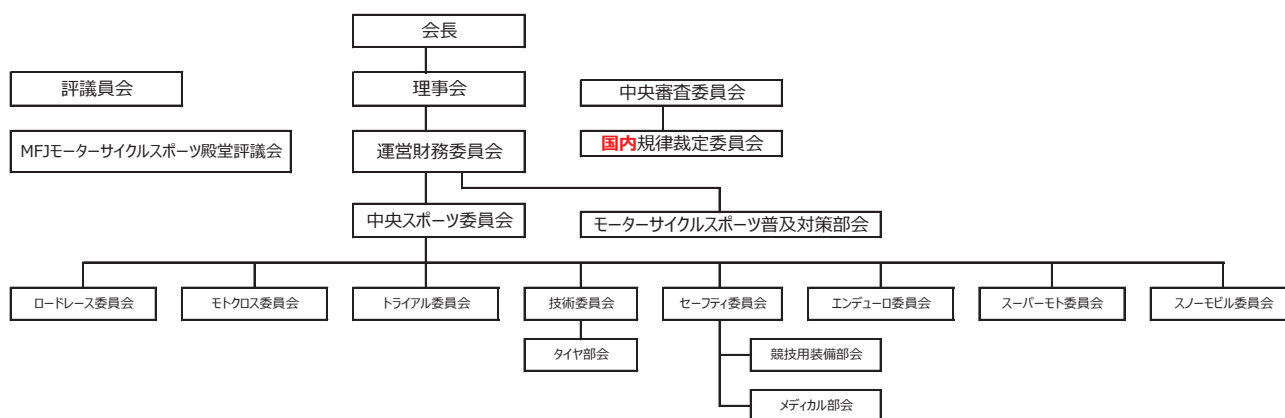
FIMアジア

FIMが世界を6地域（ヨーロッパ・北アメリカ・ラテンアメリカ・オセアニア・アフリカ・アジア）に分けて管理するため設けた地域別協会であり、アジア圏内のFIM加盟国29カ国（アラブ首長国連邦、イラク、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カタール、韓国、カンボジア、**キルギス共和国**、クウェート、*ゲアム、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、*台湾、中国、ネパール、日本、ヨルダン、バーレーン、パレスチナ、フィリピン、*香港、*マカオ、マレーシア、モンゴル、レバノン）で構成され、積極的に相互の交流を図り、アジア圏内におけるモーターサイクルスポーツの普及・発展をテーマに活動を行なっている。*過去の経緯により国として扱われている。

MFJ（一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会）

日本国内のモーターサイクルスポーツを統括する機関として1961年（昭和36年）10月に創立され、FIMに加盟する唯一の日本代表機関。1990年（平成2年）12月に文部省（現：文部科学省）所管の財団法人となり、モーターサイクルスポーツの普及・発展を通じ、国民の心身の健全な育成に寄与することを目的としている。2012年4月を以て一般財団法人に移行した。

【MFJ中央組織構成】



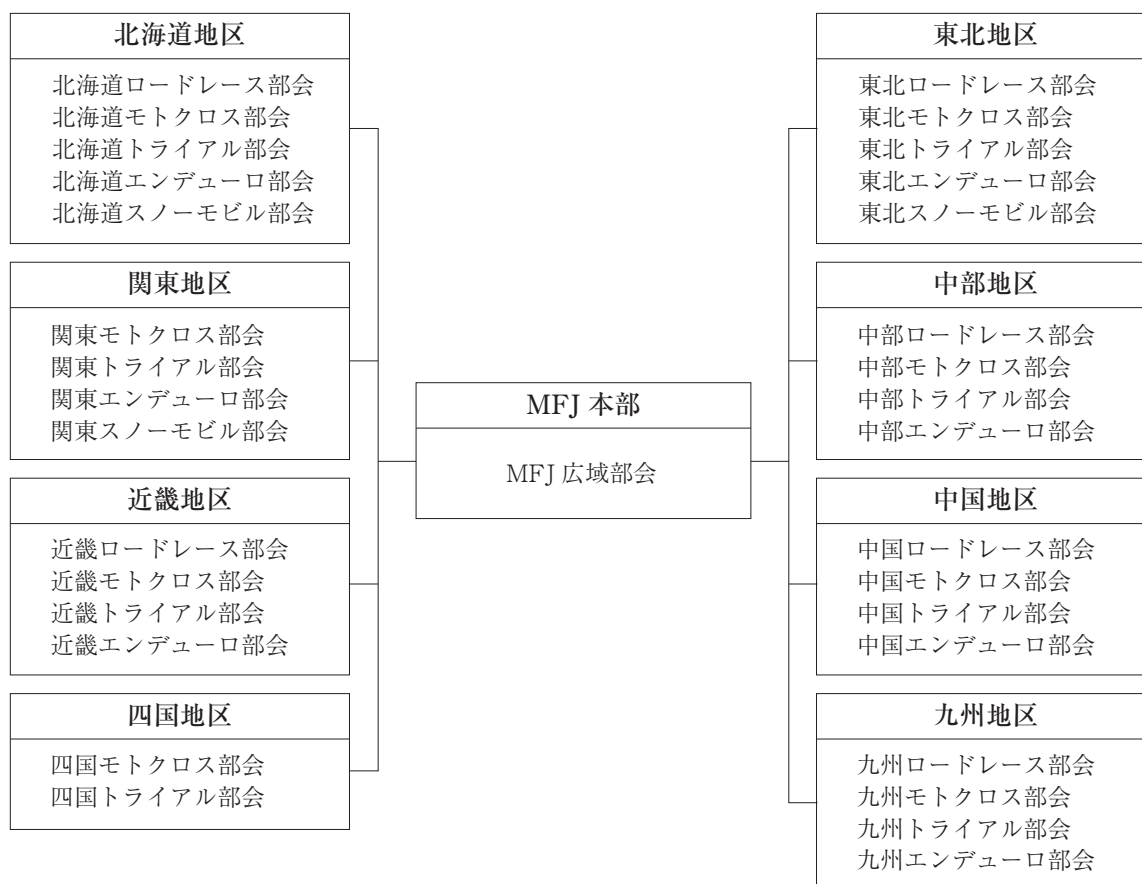
【MFJ地域組織】

MFJでは8地区に種目ごとの部会を設置し、地域モーターサイクルスポーツの普及振興活動を行なっています。地方選手権等の開催・管理、地区における資格審査などの役割を担っています。

全国の部会の事務局はMFJ広域事務局が担います。

TEL：03-5565-0935（広域事務局直通）

【各地区スポーツ部会】



2024

MFJ国内競技規則

MOTORCYCLESPO RTS RULES

第1章 総則

序文

本国内競技規則は、国際モーターサイクリズム連盟（Fédération Internationale Motocyclisme：略称FIM）の国際スポーツ憲章、FIM競技規則に基づいて作成され、日本国内のモーターサイクルスポーツ規則の一部として発行する。本国内競技規則は、総則と付則に大別され、競技種目によって内容に差異のある事項は付則に示される。

1 モーターサイクルスポーツの国内的統括

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）は、内閣府認可の一般財団法人としてわが国のモーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序を保持することを目的とする。

また、MFJは国際モーターサイクリズム連盟（Fédération Internationale de Motocyclisme・IOC認可団体・以下「FIM」という）により日本国の代表機関として公認された国内のモーターサイクルスポーツを管理統轄する唯一の権威であることを宣言する。

2 国内競技規則の制定および施行

MFJは前条の権限を正当かつ公正なる方法で行使するためにFIM国際競技規則に準拠して国内競技規則およびその細則を制定し、施行する。なお、年度中においても本規則の見直しを行なう場合がある。その内容は随時、MFJホームページ〔<https://www.mfj.or.jp>〕にて公示される。

3 国内競技規則の適用

MFJ国内競技規則の適用範囲は下記のとおりとする。

3-1 公認競技会

3-1-1 国内格式競技会

国内格式競技会にはMFJ会員ライセンス所持者のみが参加することができ、この競技会にはMFJ国内競技規則が適用される。

3-1-2 国際格式競技会

国際格式競技会は、FIM加盟の各国モーターサイクル協会（以下「FMN」という）が発行するFIM国際ライセンスを所持するライダーが参加することができ、FIMの公認が必要な競技会である。世界選手権・国際選手権はFIM競技規則が適用される。その他はFIM規則とMFJ国内競技規則が適用される。

3-2 承認競技会

承認競技会にはエンジン**ライセンス**、MFJ会員ライセンス（競技役員／講師ライセンスでスポーツ安全保険加入者を含む）、ピットクルーライセンス（**ピットクルーAタイプ**）所持者が参加することができ、MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則により管理される。

※ロードレース承認競技会はロードレースライセンスが必要。

※大会によっては出場年齢制限がある場合があり、それに従わなければならない。

4 国内競技規則の解釈

個々の競技会における判定および競技規則全般の解釈は、本規則に基づいて当該大会審査委員会が行ない、これを最終的なものとする。

本規則に規定されていない事項はFIM国際競技規則およびその主旨により判定する。

5 大会特別規則ならびに公式通知

- 5-1 競技会は、本規則および各種目別付則に基づいて行なわれるほか、競技会の運営、競技の細部および指示は、大会ごとの特別規則、公示または公式通知によって行なわれる。
- 5-2 大会特別規則および公式通知は、競技会主催者（以下「主催者」という）が制定または発行する。
- 5-2-1 大会特別規則には次の各項が示される。
- ①競技会の名称・格式
 - ②競技会の組織
 - ③主催者の名称、所在地および連絡先
 - ④開催日時・場所
 - ⑤競技の種目および内容
 - ⑥参加資格
 - ⑦出場申込み受け場所
 - ⑧出場申込み期間
 - ⑨出場料
 - ⑩出走者の定員
 - ⑪賞およびその詳細
 - ⑫その他
- 5-3 大会特別規則に規定し得なかった競技会運営の細部にわたる規則および大会特別規則発表後に生じた問題を処理するため、主催者は、参加者に対し公式通知をもって指示することができる。
ただし、その内容はMFJ国内競技規則に反するものであってはならない。

6 公認競技会・承認競技会の格式と種目

- 6-1 格式の内訳と優先順序
- 1 国際格式競技会
 - 2 国内格式競技会
- 6-1-1 国際格式競技会の優先順序
- 1 世界選手権競技会（FIMカップ含む）
 - 2 国際選手権競技会（アジア選手権等）
 - 3 日本（MFJ）グランプリ大会
 - 4 全日本選手権
 - 5 国際競技会（ノンタイトル）
- 6-1-2 国内格式競技会の優先順位
- 1 全日本選手権競技会
 - 2 準国際選手権
 - 3 特別競技会
 - 4 地方選手権競技会（MFJカップ含む）
 - 5 県選手権競技会
 - 6 その他公認競技会

7 承認競技会

6-2

公認競技会と承認競技会の種目

種目	公認競技会	承認競技会
ロードレース	○	○
モトクロス	○	○
トライアル	○	○
スノーモビル	○	○
エンデューロ	○	○
スーパーモト	○	○
ミニバイクレース	－	○
その他MFJ中央スポーツ委員会が認める競技	○	○

2024

MFJ国内競技規則

MOTORCYCLESPO RTS RULES

第2章 ライセンス

7 MFJ会員ライセンスの種類

- 7-1 MFJ会員ライセンスは、「競技ライセンス（エンジョイ資格含む）」「スポーツ指導者ライセンス」「ピットクルーライセンス」に分けられる。
- 7-2 公認競技会に参加するために必要な資格は「競技ライセンス（エンジョイ資格では不可）」である。
- 7-3 承認競技会に参加するために必要な資格は「競技ライセンス（エンジョイ資格含む）」および「ピットクルーライセンス（Aタイプ）」および「競技役員・講師ライセンス」所持者で申請の際にスポーツ安全保険加入をした者である。
※ロードレース競技は公認・承認にかかわらずロードレースライセンスが必要。
- 7-4 競技運営に携わる、あるいは指導にあたる者に必要な資格である「競技役員」「講師」「インストラクター」を総称し、「スポーツ指導者ライセンス」という。
- 7-5 「ピットクルーライセンス」は競技者のサポート的役割で競技に参加する者に必要な資格である。
- 7-6 競技会の格式・種目・カテゴリーにより必要な参加資格が指定される。

8 MFJ会員ライセンスの取得条件

MFJ会員ライセンス申請を行なう者は、次の条件を満たしていなければならない。

- 8-1 日本にスポーツ国籍を有すること。
日本にスポーツ国籍を持たない者は、継続的に居住している者。
- 8-2 過去6ヶ月以内に重大な刑法上の犯罪により処罰されていない者または、その処罰期間内でないこと。
- 8-3 講習会の受講または、運転免許証を取得できる身体的要件を備えていること。
- 8-4 各国協会（FMN）からライセンスの発給を受けている者は、当該FMNからの移籍許可を得なければならない（スポーツ移籍証明書提出）。ただし、当該年中の再移籍はできない（MFJから他FMNに移籍した場合、当該年度内にMFJ会員ライセンスの再取得はできない）。
- 8-5 各国協会（FMN）からMFJライセンス特別発行許可証を受けた者（許可証を提出）。
- 8-6 ライセンスの申請は、戸籍上の氏名、生年月日、性別で登録しなければならない。
ただし、氏名において外字、俗字等が含まれる場合は、常用漢字に変換すること。
※虚偽の申請が判明した場合、当該ライセンス資格は停止される（12 会員ライセンスの効力の失効等... 12-1-2参照）。
- 8-6-1 競技ライセンスの種目別取得条件
競技ライセンスは全国的に統一された規則で開催される「公認競技会」に必要な資格であり、スポーツとして技量に応じたクラスを提供するために、経験値あるいは競技会における成績にて昇格基準が設けられる。また、スポーツ安全保険に加入するために必要な資格である。
※競技ライセンス申請料には、スポーツ安全保険掛金が含まれている。このスポーツ安全保険制度は、参加する大会の公式期間（主催者が申請しMFJが公認した競技会期間）中に発生した負傷等に対し適用される。
- 8-6-2 ライセンスを取得する場合、種目ごとに定められた取得条件を満たし、WEBによる申請（決済含む）または、必要な申請書類、および申請料（ライセンス会員会費、スポーツ安全保険掛金、事務手数料）を収めなければならない。

- 8-6-3 ライセンス申請時に未成年（満18歳未満の者）は、未成年者の競技参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本添付）を必要とする。
※対象種目はロードレース、モトクロス、トライアル、スノーモビル、エンデューロ、スーパーモト申請者とする。
- 8-6-4 一度収められた申請料は、過納金以外は返還されない（申請書未提出の場合を含む）。また、申請料の年度繰越しは認められない。
- 8-6-5 競技役員、講師ライセンスはMFJが契約する傷害保険が適用されることから、ライセンス会費のみとする。ただし、承認競技会に選手として参加する場合、ライセンス申請時にスポーツ安全保険掛金と事務手数料を必要とする。
- 8-6-6 以下に述べる取得条件中の年齢については「スポーツ年齢」とする。スポーツ年齢とは満年齢ではなく、当該年中（2024年1月1日～2024年12月31日まで）に誕生日を迎える年齢をいう。
- 8-6-7 競技ライセンス取得者で、ロードレースの場合、10年以上更新手続きを行っていない者は、その資格を失い、再取得する場合は別途定められているライセンス取得条件を満たさなければならない。ただし別に定めるロードレース国際ライセンス発行特別申請に関してはこの限りではない。
- 8-6-8 ライセンスに貼る写真は6ヶ月以内に撮影したもので、正面、無帽で身分を証明するにふさわしいものでなければならない（不適正と判断された場合、大会の出場が認められない場合がある）。
- 8-6-9 氏名等戸籍上変更が生じた場合、個人情報変更／修正届出書を提出し速やかに変更の手続を行わなければならない。

8-7 ロードレースライセンス

- 8-7-1 公認競技会/承認競技会ともに参加者は「競技ライセンス所持者」でなければならない（エンジョイ資格では参加できない）。
- 8-7-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
国際（INT）	世界選手権／国際競技会／全日本選手権／MFJカップ・地方選手権インタークラス他／承認競技会
国内（NAT）	MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス／承認競技会
フレッシュマン	MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス／承認競技会
ジュニア	MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス／承認競技会

- 8-7-3 ライセンスの取得条件
最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「フレッシュマン」「国内」である。「国際」は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。
- 8-7-3-1 ジュニアライセンス
12歳～15歳でMFJ公認サーキットの当該年度有効なサーキットライセンスを所有している者。または、MFJの公認するロードレースジュニアライセンス講習会を受講していること（**対面講習会**）。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とし、取得後に資格更新に際して16歳となる年からはフレッシュマンライセンスまたは国内ライセンス（8-7-3-3参照）に移行しなければならない。
- 8-7-3-2 フレッシュマンライセンス
16歳以上で、下記のいずれかの条件を満たしている者。
MFJ公認サーキットにおいてサーキットライセンス講習会を修了し、当該年度有効なサーキットライセンスを所持していること。
または、MFJの公認するロードレースフレッシュマンライセンス講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする（**対面講習会**）。
- 8-7-3-3 国内ライセンス
16歳以上で、下記のいずれかの条件を満たしている者。

- ・MFJの公認するロードレース国内ライセンス講習会を受講している者。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする（対面講習会）。
 - ・または下記のとおりとする。
 - ①MFJ公認サーキットのライセンス取得者で当該サーキットにおける3時間以上のスポーツ走行の走行証明印を取得していること（複数のサーキットでの走行時間の合算は不可）。この走行証明印は所定のMFJライセンス申請書（様式16）に押印を受けたものを郵送すること。
有効期間：発行日より1年以内とする。
 - ②フレッシュマンライセンスを所持し、公認・承認ロードレース競技会に2回以上出走の実績があること。
有効期間：前々年（2022年1月1日以降）の競技会より（※MFJ公認、承認ロードレース競技会に限る）。
 - ③フレッシュマンライセンスを所持し、MFJ公認サーキットで開催された公認・承認ロードレース競技会にて下記の成績を得た者。
・予選出走台数が20台以上のレースで10位以内に入賞。
・予選出走台数が10台以上のレースで6位以内に入賞。
有効期間：前々年（2022年1月1日以降）の競技会より（※MFJ公認、承認ロードレース競技会に限る）。
- ※②、③とも「ロードレース国内ライセンス申請資格取得証明願い」および主催者の証明印を必要とする。ただし主催者が対象外とする競技会がある。

8-8 モトクロス／トライアルライセンス

- 8-8-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイ資格では参加できない）。
- 8-8-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
国際A級	国際競技会／全日本選手権他／承認競技会
国際B級	全日本選手権／地方選手権他／承認競技会
国内A級	地方選手権／県大会 / 承認競技会
国内B級	〃 / 承認競技会
ジュニア	〃 / 承認競技会
PC (MXのみ)	〃 / 承認競技会

※全日本MXレディースクラスはモトクロスジュニアライセンス以上の女性。

- 8-8-3 ライセンスの取得条件
最初に取得可能なライセンスは「PC（モトクロスのみ）」「ジュニア」「国内B級」である。「国内A級」以上は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。
- 8-8-3-1 PCライセンス（モトクロスのみ）
8歳以下の年少者と親権者に対して設けられる資格で、下記条件を満たさなければならない。
MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を親権者とともに受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。（対面講習会）
または、MFJホームページ [https://www.mfj.or.jp] 上の当該ライセンスWEB講習会を親権者とともに受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。（WEB講習会）
取得後に資格更新に際して9歳となる年からはジュニアライセンスに移行しなければならない。
- 8-8-3-2 ジュニアライセンス
9歳～15歳で下記条件を満たしている者。
MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。（対面講習会）
または、MFJホームページ [https://www.mfj.or.jp] 上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後

のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)
取得後に資格更新に際して16歳となる年からは国内B級ライセンスに移行しなければならない。

8-8-3-3

国内B級ライセンス

16歳以上で下記条件を満たしている者。

MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)

または、MFJホームページ[<https://www.mfj.or.jp>]上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

8-9

スノーモビルライセンス

8-9-1

公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない(エンジョイ資格では参加できない)。

8-9-2

ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
A級	全日本選手権/地方選手権他/承認競技会
B級	全日本選手権/地方選手権他/承認競技会
ジュニア	地方選手権他/承認競技会

8-9-3

ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「B級」である。「A級」は前述のライセンス取得後に別途定める昇格基準を満たさなければならない。

なお、8-9-3-3の条件を満たす場合は「A級」を取得することができる。

8-9-3-1

ジュニアライセンス

9歳~15歳で下記条件を満たしている者。

MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)

または、MFJホームページ[<https://www.mfj.or.jp>]上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

または、当該年度有効なモトクロスジュニアライセンス所持者は、スノーモビルジュニアライセンスを申請することができる。

取得後に資格更新に際して16歳となる年からはB級に移行しなければならない。

8-9-3-2

B級ライセンス

16歳以上で下記条件を満たしている者。

MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)

または、MFJホームページ[<https://www.mfj.or.jp>]上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

8-9-3-3

A級ライセンス

当該年度有効なモトクロス国際B級以上のライセンス所持者は**スノーモビルライセンスを追加する場合に限り**、スノーモビルA級ライセンスを申請することができる。

※2025年以降は「一度」スノーモビルライセンスB級を取得している場合、A級への昇格は別途定める昇格基準を満たさなければならない。

※一度B級を取得した場合、A級への昇格は、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-10

スーパーモトライセンス

8-10-1

公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない(エンジョイ資格では参加できない)。

8-10-2

ライセンスは、スーパーモトA級とB級に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
A級	全日本選手権／地方選手権／承認競技会
B級	地方選手権／承認競技会

8-10-3 ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「B級」である。「A級」は、**前述のライセンス取得後に別途定める昇格基準**を満たさなければならない。

なお、8-10-3-2の条件を満たす場合は「A級」を取得することができる。

8-10-3-1 B級ライセンス

12歳以上で下記のいずれかの条件を満たしている者。

- ・当該年度有効な下記のMFJ競技ライセンスを取得していること。

【ロードレースジュニア・モトクロスジュニア・トライアルジュニア・スノーモビルジュニア・エンデューロ国内B級以上】

- ・MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)

または、MFJホームページ [<https://www.mfj.or.jp>] 上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

- ・エンジョイライセンスを所持し、承認競技会に種目を問わず2回以上出走の実績がある者(ライセンス申請時に、併せて大会結果表を添付すること)。

8-10-3-2 A級ライセンス

当該年度有効なロードレース国際・モトクロス国際B級以上・トライアル国際B級以上のライセンス所持者は、初めてスーパーモトライセンスを追加する場合に限り、スーパーモトA級ライセンスを申請することができる。

※一度B級を取得した場合、A級への昇格は、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-11 エンデューロライセンス

8-11-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない(エンジョイ資格では参加できない)。

8-11-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
国際A級	全日本選手権
国際B級	全日本選手権・エリア選手権
国内A級	全日本選手権・エリア選手権
国内B級	全日本選手権・エリア選手権
エンジョイライセンス	承認競技会

※全日本ウィメンズクラスはエンデューロ国内ライセンス以上の女性。

8-11-3 競技会のコースに公道が含まれる場合は、競技に参加する車両で公道走行可能な運転免許証を所有していなければならない。

8-11-4 運転免許証取得年齢未満の者は、承認競技会参加有資格者であれば承認競技会(公道を使用しない大会)にのみ参加することができる(当該年度有効なエンジョイライセンスが必要)。

8-11-5 ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「国内B級」である。「国内A級」「国際B級」「国際A級」は、前述のライセンス取得後に別途定める昇格基準を満たさなければならない。

なお、8-11-5-2の条件を満たす場合は「国内A級」「国際B級」「国際A級」を取得することができる。

8-11-5-1 国内B級ライセンス

16歳以上で、下記条件を満たしている者。

MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)

または、MFJホームページ [<https://www.mfj.or.jp>] 上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

8-11-5-2

国内B級～国際A級ライセンス

当該年度有効なロードレース国際・モトクロス国際A級・トライアル国際A級ライセンス所持者は、初めてエンデューロライセンスを追加する場合に限り、エンデューロ国内B級・国内A級・国際B級・国際A級のいずれかを選択肢、ライセンスを申請することができる(年齢は問わない)。

※初回、選択したクラスで追加申請した者が上級クラスへ昇格する場合は、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-12

ピットクルーライセンス

ピットクルーは競技者のサポートとして競技に参加するための資格である。ピットクルーの登録が必要な競技においては本ライセンスを要し、16歳以上であることを条件とする。

ピットクルーは AタイプとBタイプに分かれる。

Aタイプ：ピットクルーの活動および承認競技会に選手として参加できる資格(承認ロードレースは除く)

Bタイプ：ピットクルーの活動のみの資格(承認競技会に選手としての参加は不可)

8-12-1

ライセンスの取得条件

Aタイプ

16歳以上で、MFJホームページ [<https://www.mfj.or.jp>] 上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

8-12-2

Bタイプ

16歳以上であれば申請のみで取得可とする(講習会の受講は不要)。

8-12-3

競技ライセンス(エンジョイライセンス除く)、ピットクルーライセンス所持者は以下条件で競技会のオフィシャル業務に従事することができる。

- 1 年齢18歳以上(当該競技会開催日時点)
- 2 自身が参加者として出場している競技会ではオフィシャル業務に従事できない。
- 3 従事可能なオフィシャル業務は競技役員3級が従事できる役務に限られる。
- 4 競技役員ライセンス所持者がオフィシャル業務に従事した際に付与される等級昇格に必要な実務ポイントは与えられない。

8-13

エンジョイライセンス

エンジョイライセンスは、モーターサイクルスポーツを生涯スポーツとして身近に楽しむ承認競技会に参加するための資格である(ただし、ロードレースは承認競技会においてもロードレース競技ライセンスを必要とする)。したがって昇格基準は設けられていない。

特に競技会の特別規則に規定されない場合は、ロードレースを除くどの種目の承認競技会にも参加できる。ただし、主催者が定める特別規則に従わなければならない。

また、スポーツ安全保険に加入するために必要な資格である。

8-13-1

ライセンスの取得条件

競技会主催者等が開催するエンジョイライセンス取得講習会を受講していること。(対面講習会)

または、MFJホームページ [<https://www.mfj.or.jp>] 上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

8-14

競技役員/講師/インストラクターライセンス

スポーツ指導者ライセンスは競技運営に携わる競技役員、ライダー養成講習会の講師/インストラクタ

一等に従事するために必要な資格である。

8-14-1

競技役員／講師ライセンスの取得条件

競技役員は、18歳以上でMFJの公認する当該種目の競技役員ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)

または、MFJホームページ「<https://www.mfj.or.jp>」上の当該種目の競技役員ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

講師は、18歳以上でMFJの公認する当該種目の講師ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)

最初に取得する競技役員／講師ライセンスの等級は3級からとする。

ただし、MFJ中央スポーツ委員およびMFJ当該専門委員は、それぞれの取得条件を備えているものとする。

また、実績を十分に満たしたうえで、MFJ地区スポーツ部会、MFJ公認サーキットから推薦を受けた者は、講習会受講を免除される場合がある。

8-14-2

インストラクターライセンスの取得条件

ロードレース、モトクロス、トライアル、エンデューロの国際ライセンス（スノーモビル、スーパーモトはA級）取得者で、講習経験が豊富でMFJ地区スポーツ部会、公認サーキット、セーフティ委員会員のいずれかの推薦を得て、MFJインストラクター養成講習会を受講し、セーフティ委員会が認めた者。なお、受講資格者でセーフティ委員会が特に必要と認めた者はこの限りではない。

8-15

FIMライセンス、FIMコンチネンタル（アジア）ライセンス（MFJを經由して取得）

国内・国外における世界選手権競技会、国際競技会に参加することのできるライセンスの区分は、次のとおりである。

※下記は2023年12月8日現在のものです。変更される場合がありますのでご注意ください。

格式	種目	クラス	最低年齢	最高年齢
世界選手権	サーキットレース	・ FIMGPWCMoto3クラス	16歳	28歳
		・ FIMスーパースポーツ300cc世界選手権	16歳	28歳
		・ FIMジュニアGPMoto3世界選手権	16歳	23歳
		・ FIM世界選手権グランプリMoto2クラス	18歳	
		・ FIM世界選手権グランプリMotoGPクラス	18歳	
		・ FIMスーパーバイク世界選手権	18歳	
		・ FIMスーパースポーツ世界選手権	18歳	
		・ FIMサイドカー世界選手権：ライダー	18歳	
		・ FIMサイドカー世界選手権：パッセンジャー	18歳	
		・ FIM耐久世界選手権	18歳	
		・ ETC, NTC, ATC, BTC (コンチネンタル選手権)	14歳	
	モトクロス	・ FIM世界モトクロス選手権MXGP	16歳	50歳
		・ FIM世界モトクロス選手権MX2	15歳	23歳
		・ FIMモトクロス・オブ・ネイションズ：MX1, MX2規定による		50歳
		・ FIMサイドカーモトクロス世界選手権：ライダー	16歳	50歳
		・ FIMサイドカーモトクロス世界選手権：パッセンジャー	16歳	50歳
		・ FIMジュニアモトクロス世界選手権85ccクラス	12歳	14歳
		・ FIMジュニアモトクロス世界選手権125ccクラス	13歳	17歳
		・ FIMAMAスーパークロス, FIM世界選手権	16歳	50歳
		・ FIMスーパークロス世界選手権SX2	15歳	50歳
		・ FIMスーパーモトS1グランプリ世界選手権	15歳	50歳
		・ FIMスーパーモト・オブ・ネイションズ	15歳	50歳
		・ FIMスノークロス世界選手権	16歳	50歳
		・ FIMフリースタイルモトクロス世界選手権	16歳	50歳
		・ FIMウィメンズモトクロス世界選手権	15歳	50歳

世界選手権	トライアル	・FIMトライアル世界選手権：トライアルGP/Trial2	16歳	
		・FIMウィメンズトライアル世界選手権：トライアルGPウィメン	16歳	
		・FIMトライアル・デ・ナシオン (TDN)	16歳	
世界選手権	トライアル	・FIMトライアル3世界選手権	14歳	21歳
		・FIMウィメンズトライアル・オブ・ネイションズ クローズトサーキット以外での開催の場合	14歳	適切な運転免許証所持者
		・FIMXトライアル世界選手権	16歳	
	エンデューロ	・FIMインターナショナル シックスデイズエンデューロ (ISDE)	適切な運転免許証所持者	
		・FIMエンデューロ世界選手権 GP, E1, E2, E3	適切な運転免許証所持者	
		・FIMスーパーエンデューロ世界選手権	18歳 (プレステージ)	
		・FIMジュニアエンデューロ世界選手権	適切な運転免許証所持者で23歳以下	
		・FIMユースエンデューロ世界選手権	適切な運転免許証所持者	
		・FIMハードエンデューロ世界選手権	16歳	
		・FIMウィメンズエンデューロ世界選手権	適切な運転免許証所持者	
	クロスカントリー ラリー	・FIMラリーレイド世界選手権ラリーGP	適切な運転免許証所持者	
		トラックレース	・FIMスピードウェイ世界選手権グランプリ予選会	16歳
	・FIMスピードウェイ・オブ・ネイションズ		16歳	
	・FIMワールドスピードウェイリーグ		16歳	
	・FIMスピードウェイベストペア		16歳	
	・FIMアイススピードウェイ世界選手権		16歳	
	・FIMアイススピードウェイ・オブ・ネイションズ		16歳	
	・FIMロングトラック世界選手権		16歳	
	・FIMロングトラック・オブ・ネイションズ		16歳	
	・FIMスピードウェイ アンダー21世界選手権		16歳	21歳
・FIMチームスピードウェイ・オブ・ネイションズ アンダー21世界選手権	16歳		21歳	
・FIMスピードウェイユース世界選手権	13歳		16歳	
FIMプライズ	サーキットレース		・FIMMotoGPルーキーズカップ	13歳
		・FIM耐久ワールドカップ	18歳	
		・FIMドラッグバイクワールドカップ	16歳	
		・FIMMiniGPワールドシリーズ	10歳	
		・FIMワールドレコード挑戦50cc以上125cc	14歳	
		・FIMワールドレコード挑戦125cc以上300cc	16歳	
		・FIMワールドレコード挑戦300cc以上500cc	15歳	
		・FIMワールドレコード挑戦500cc以上600cc	16歳	
		・FIMワールドレコード挑戦600cc以上3000cc	18歳	
	モトクロス	・FIMベテランモトクロスワールドカップ	40歳	55歳
		・FIMジュニアモトクロスワールドカップ：65ccクラス	10歳	12歳
		・FIMウィメンズスノークロスワールドカップ	16歳	50歳
		・FIMヴィンテージモトクロスワールドカップ	40歳	65歳
	トライアル	・FIMトライアル・デ・ナシオン インターナショナルトロフィー	14歳	
		・FIMトライアル・デ・ナシオン チャレンジ	14歳	21歳
		・FIMウィメンズトライアル2カップ クローズトサーキット以外での開催の場合	14歳	適切な運転免許証所持者
		・FIMトライアルヴィンテージ/FIMトライアル ヴィンテージモーターサイクルトロフィー	適切な運転免許証所持者	
		・FIMXトライアル・デ・ナシオン	16歳	
	エンデューロ	・FIMジュニアスーパーエンデューロワールドカップ	16歳	23歳
		・FIMウィメンズエンデューロワールドカップ	適切な運転免許証所持者	
・FIMウィメンズスーパーエンデューロワールドカップ		16歳	開催国の法規または主催国協会規定による	
・FIMエンデューロヴィンテージベテラントロフィーチーム		50歳		
・FIMエンデューロヴィンテージシルバークラブチーム		40歳		
・FIMエンデューロヴィンテージ個人トロフィー		—		
・FIMエンデューロヴィンテージワールドカップ		—		
・FIMハードエンデューロワールドカップ		16歳		
・FIMエンデューロヴィンテージウィメンクラブチーム	25歳			

FIMプライズ	クロスカントリー ラリー	・FIMラリーレイド ワールドカップ ラリー2、ラリー3、クアド	適切な運転免許証所持者	
		・FIMラリーレイドトロフィー ウィメン	適切な運転免許証所持者	
		・FIMラリーレイドトロフィー クアド	適切な運転免許証所持者	
		・FIMラリーレイドトロフィー ジュニア2、3	適切な運転免許証所持者	
		・FIMラリーレイドトロフィー ベテラン	適切な運転免許証所持者で最低45歳	
		・FIMラリーレイドトロフィー SSV	適切な運転免許証所持者	
		・FIMバハワールドカップ SSV	適切な運転免許証所持者	
		・FIMバハワールドカップ ベテラン	適切な運転免許証所持者最低45歳	
	サンドレース	・FIMサンドレースワールドカップ モーターサイクル	18歳	
		・FIMサンドレースワールドカップ ベテラン	38歳	
		・FIMサンドレースワールドカップ ジュニア125ccまで2st	13歳	17歳
		・FIMサンドレースワールドカップ ジュニア250ccまで4st	15歳	17歳
		・FIMサンドレースワールドカップ クアド	18歳	
		・FIMサンドレースワールドカップ クアド ジュニア	15歳	17歳
		・FIMサンドレースワールドカップ SSV	16歳	
	トラックレース	・FIMスピードウェイワールドカップ	16歳	
		・FIMスピードウェイユースワールドカップ	11歳	
		・FIMスピードウェイユースゴールドトロフィー	11歳	15歳
		・FIMトラックレースユースゴールドトロフィー	11歳	16歳
		・FIMスピードウェイサイドカーワールドカップ	17歳	
		・FIMロングトラックユースワールドカップ	13歳	16歳
Eバイク	・FIM Eバイククロスワールドカップ	10歳		
	・FIM Eバイクエンデューロワールドカップ	14歳		
	・FIM E-エクスプローラーワールドカップ	16歳		
		開催国の法規または主催国協会規定による		
タイプVII ソーラー/電動 バイク	・FIMワールドレコード挑戦 150Kg以下	16歳		
	・FIMワールドレコード挑戦 150Kgを超え300Kg以下	18歳		
インターナショナルイベント (国際格式)	サーキットレース	・インターナショナルイベント：125ccまでの2ストローク	12歳	
		・インターナショナルイベント：250ccまでの4ストローク単気筒	12歳	
		・インターナショナルイベント：125cc以上の2ストローク 250cc以上の4ストローク	12歳	
		・インターナショナルヒルクライムレース	16歳	
		・インターナショナルドラッグレース	16歳	
		モトクロス	・インターナショナルイベント85ccクラス	12歳
	・インターナショナルイベント125cc及び250ccクラス		15歳	
	・インターナショナルイベント500ccクラス		15歳	
	・サイドカーモトクロスインターナショナルイベント：ライダー		16歳	
	・サイドカーモトクロスインターナショナルイベント：パッセンジャー		16歳	
	・インターナショナルスーパークロスイベント		15歳	
	・インターナショナルスノークロスイベント		16歳	
	・インターナショナルフリースタイルモトクロス		15歳	
	・インターナショナルスーパーモトレース		15歳	
	トライアル	・インターナショナルインドアトライアル	12歳	
		・インターナショナルトライアル (大会特別規則には年齢規制及び運転免許証所持の必要性について明文化されていない)	12歳	
	クロスカントリー ラリー及びバハ	・インターナショナルクロスカントリーラリー	適切な運転免許証所持者	
	トラックレース	・インターナショナルスピードウェイ	16歳	
		・インターナショナルスピードウェイリーグ大会	16歳	
		・インターナショナルアイスレース	16歳	
		・インターナショナルロング&グラストラックレース	16歳	
		・インターナショナルモトボールイベント	16歳	
	Eバイク	・Eバイク クロス	10歳	
・Eバイク エンデューロ		14歳		

※すべてのインターナショナルライセンスの取得可能最高年齢は55歳となる年の年末までとする（これを越えた場合は別途審査が必要）。

FIMライセンス・FIMコンチネンタル（アジア）ライセンス

下記は2023年12月8日現在のものです。変更されるバイアがありますのでご注意ください。

FIMライセンスは、FIMに登録された大会にのみ発行される。

【ライセンス申請資格】

MFJライセンス会員 競技ライセンス以上であること（エンジョイライセンスは含まない）

- ・ FIMライセンス年間取得→MFJ競技ライセンス 国際資格以上
- ・ FIMライセンス1大会取得→MFJ競技ライセンス資格以上
- ・ FIMコンチネンタルライセンス年間・1大会→MFJ競技ライセンス資格以上

【申請手続き】

海外での競技会参加に関しては、事前にMFJへ申請し、許可を得なければならない。

ライセンス発行後のキャンセルはできない。

ライセンス発行後の氏名（ローマ字）変更、チーム変更等は、ライセンスの再申請が必要となる。

【申請の流れ】

MFJ ホームページ <https://www.mfj.or.jp/licence/>

FIMライセンス申請方法 目次から必要箇所を確認（ライセンス料・IMN/No検索方法等）

1. FIMライセンス申請フォームより申請 申請料送金、必要添付書類提出
2. MFJにて申請受理後 FIMへ登録
3. FIMシステムより申請者へドキュメントが届く
4. 申請者はドキュメントにサイン後、FIMシステムへ返信
5. FIMよりライセンスが発行（PDF）される
6. FIMライセンスをプリントアウトQRコードを保存

※E-mailアドレスは2名以上で同じアドレスを使用することはできない（本人サインが必要なため）

※携帯ドメイン（キャリアアドレス）は使用できない

【必要提出書類】

- ・ 年間ライセンス ①海外傷害（レース対応）保険コピー 1通
②住民票 1通（大会日より6ヶ月以内のもの）
 - ・ 1大会ライセンス ①海外傷害（レース対応）保険コピー 1通
 - ・ ラリーライセンス ①海外傷害（レース対応）保険コピー 1通
②Medical Examination Form 1通
 - ・ 全ライセンス申請者 MFJ推奨保険 以外の場合 保険誓約書 1通（書式ダウンロード）
MFJ推奨保険とは：ホンダ開発（株）レース対応保険 保険誓約書提出の必要なし
 - ・ 耐久選手権参加者50歳以上の場合 診断書 1通（MFJが提出を定める年度）
- ※日本国内で行なわれる世界選手権・コンチネンタル選手権においては、MFJライセンス資格者の場合、保険書類提出の必要はない

【スポーツ国籍の移籍方法】

スポーツ国籍とは、所持するライセンス国籍を指す。

【移籍申請手続き】

MFJ ホームページ <https://www.mfj.or.jp/licence/> FIMライセンス申請方法

1. スポーツ国籍移籍申請フォームより申請 申請料金3,000円 当該年度MFJライセンス返納
 2. MFJにて申請受理後、移籍国協会への移籍許可書作成
 3. 申請者へ移籍許可書を送付
- ・ 移籍は年に一度のみ認められる。 ※原則的には1月1日から12月31日までの間
 - ・ 同年中にMFJライセンスの再取得は認められない。
 - ・ 翌年にMFJライセンス取得希望の場合は、相手（移籍国）協会よりMFJライセンス取得のための移籍許可書が必要となる。

移籍許可書を申請された方：現地（移籍国）ライセンス取得時に、相手（移籍国）協会へ移籍許可書を提出のこと。

例）1月2日にMFJから他国へ移籍した場合、再度MFJライセンスを取得できるのは、翌年の1月1日以降となる。

9 ピットクルーに関する規定

ピットクルーはライダーを補佐し、レースを円滑に進めるために欠かせない重要な役割を担っている。ライダーに代わって必要な情報を得たり、事務手続きをするなどのマネージャー的な役割や、レースの作戦を立てる監督的な役割、直接マシンの調整・修理をするメカニックまで、様々な立場の人がピットクルーライセンスを取得してレースに参加している。レースにおいてピットクルーとして登録し作業する際には、下記のことには注意しなければならない。

9-1 ピットクルーの登録

9-1-1 基本的には下記の人数のピットクルー登録が認められる。

- ・ロードレース

地方選手権以下：2名以内

全日本選手権JSB1000クラス：8名以内（同チームの2人目以降は制限あり）

全日本選手権その他クラス：6名以内（同チームの2人目以降は制限あり）

- ・モトクロス

地方選手権以下：2名以内

全日本選手権：2名以内

- ・スーパーモト

全日本選手権・地方選手権：4名以内

9-1-2 ロードレースの場合、地方選手権においては最低1名のピットクルーを登録することが義務づけられる。これはライダーが負傷した場合、帰りの交通手段の確保や病院での手続き、家族への連絡が必要となるためである。

9-2 ピットクルーの登録と変更・追加

ピットクルーはエントリー用紙のピットクルー登録欄に記入することで、登録される。いったん登録したピットクルーは選手受付時に変更することは可能とするが、申請人数より追加することはできない。変更の際は変更手数料1,000円が必要となる。

9-3 ピットクルーの服装

安全上長袖・長ズボンを着用することが望ましい。ロードレースのピットロードやスタート時のエンジン始動を補助、また足場の悪いモトクロスなどはサンダル履きは避け、品位ある服装にすること。

9-4 ピットクルーの立ち入り範囲

9-4-1 ロードレース

ピット作業エリアとピットサインを出すプラットフォーム、スタート進行時にはコース上に入ることができる。ただし、特別なパスが必要とされる場合がある。

9-4-2 モトクロス／スーパーモト

各大会ごとにコースレイアウトによってサインエリアが定められ、公式通知、ライダーズミーティング（ブリーフィング）等で説明される。

9-5 国際競技会における外国人ピットクルーの登録

国際競技会において、FIMライセンスにて**スポット参戦**する外国人ライダーの外国人ピットクルーのみ、暫定的にその競技会のピットクルーとしてピットクルー作業ができる。ただし、当該競技会主催者の判断により、条件の設定や参加拒否される場合もある。継続的に**年間シリーズ**や日本国内の競技会に参加する場合は、「ピットクルーライセンス」を所持しなければならない。

9-6 ピットクルーの遵守事項

すべてのピットクルーは、自らの参加する競技に関する規則を熟知していなければならない。また、安

全に対する認識を持っていること。

- 9-6-1 ロードレース
- ・ピットレーンにおいては、ピットイン／ピットアウト車両に十分注意すること。また、ゲスト等がピットレーンに出ないように注意する。
 - ・火気に注意する。特に喫煙は指定の場所で行なうこと。
 - ・スタート進行を防げないよう作業すること。時間がきたら速やかにコース外に退去すること。
 - ・メカニックは特にブレーキ系とオイル回りの安全対策を常にチェックすること。
- 9-6-2 モトクロス
- ・指定のエリアを遵守し、指定されたサインエリアから出てサインを出さないこと。
 - ・スタートエリアに進入できるピットクルーは1ライダーにつき1名とする。
 - ・各自で用意したパスケースに、ピットクルーパスおよびピットクルーライセンスを収納し、判別しやすいように左腰前部に装着しなければならない。
- 9-7 ペナルティー
- ピットクルーの行為に対するペナルティーは、そのピットクルーを登録しているライダーに対して科される。
- 9-8 レース運営への協力
- ライダーに黒旗が提示される場合は、ピット側に向けてそれが提示される。
- ピットサインでもその状況を伝え早急に停止するように伝達する。
- 特にオイルを撒いて走行しているときや、部品が脱落しそうな場合は他のライダーに大きな危険をおよぼすため、各自緊急時の合図サインを取り決めておくこと。
- 9-9 スポーツ安全保険
- 2024年度MFJピットクルーライセンス申請料には、2024年4月1日以降～2025年3月31日までのスポーツ安全保険掛金が含まれている。このスポーツ安全保険制度は、当該ピットクルーが正式に登録され、参加する大会の公式期間中に発生した負傷等に対し適用される。

10 競技役員 / 講師ライセンスに関する規定

10-1 競技役員 / 講師の等級による権限と実務ポイント

10-1-1 競技役員は、**原則ライセンスに明記される種目に限り就任することができる。**

大会時、有効な種目競技役員ライセンスを所持している場合、下記実務ポイントが付与される

級別 \ 大会役務	格式	審査委員長	審査委員	競技監督	各役務 (長・副)	各役務 (一般)	事務局長	事務局
1級	GP	○	○	○	○	○	○	○
	全日本	○	○	○	○	○	○	○
	地方	○	○	○	○	○	○	○
	承認	○	○	○	○	○	○	○
2級	GP	-	-	-	○10	○5	-	○5
	全日本	-	○15	○15	○10	○5	○10	○5
	地方	○10	○10	○10	○5	○3	○5	○3
	承認	○10	○10	○10	○5	○3	○5	○3
3級	GP	-	-	-	-	○5	-	○5
	全日本	-	-	-	-	○5	-	○5
	地方	-	-	-	○5	○3	○5	○3
	承認	-	○10	-	○5	○3	○5	○3

○→就任できる役務および昇格用実務ポイント -→就任できない役務

- ※一大会で役務を兼務した場合は、実務ポイントの高いポイントが付与される（合算しない）
- ※公認、承認併催競技会では、公認の実務ポイントが付与される（合算しない）
- ※RD、MX、SN、SM、EDの各コースポスト長は、各役務（一般）のポイントとする
- ※TRの各セッション審判長は、各役務（一般）のポイントとする

- 10-1-2 **ライセンスに明記されていない競技種目の競技役員業務**
- 10-1-2-1 以下の条件の場合、ライセンスに明記される種目以外の役務を行うことができる。（競技監督、審査委員、トライアルのオブザーバー、ロードレースのポスト長を除く）
 - ・事前に当該種目の基礎的な競技役員業務の講習を受講すること。
- 10-1-2-2 他種目の競技役員業務に従事した場合、等級昇格に必要な実務ポイントは付与されない。ただし、以下の場合は実務ポイントが付与される。
 - ・エンデューロ競技に、モトクロス競技役員またはトライアル競技役員ライセンスで従事した場合
 - ・スーパーモト競技に、ロードレース競技役員またはモトクロス競技役員ライセンスで従事した場合
- 10-1-3 **ライダー、ピットクルーライセンスでの競技役員業務**
- 10-1-3-1 以下の条件の場合、ライダー、ピットクルーは競技役員3級と同様の役務を行うことができる。（エンジョイは対象外）
 - ・年齢満18歳以上（当該競技会開催日時点）であること。
 - ・自身が参加者として出場していない競技会であること。
 - ・事前に当該種目のフラッグ等の基礎的な競技役員業務の講習を受講すること。
- 10-1-3-2 競技役員業務に従事した際に付与される実務ポイントは付与されない。

【従事が可能な役務】 各役務への就任

	競技役員3級ライセンス所持者				ライダー/ピットクルー所持者			
	審査委員	各役務 (長/副)	各役務 (一般)	事務局長	審査委員	各役務 (長/副)	各役務 (一般)	事務局長
全日本選手権以上の格式競技会	×	×	○	×	×	×	○	×
地方選手権/公認競技会	×	○	○	○	×	×	○	×
承認競技会	○	○	○	○	×	×	○	×

- 10-1-4 **MFJライセンスを所持していない補助員**
- 10-1-4-1 以下の条件の場合、MFJライセンスを所持していない者も「補助員」として役務を行うことができる。
 - ・年齢満18歳以上（当該競技会開催日時点）であること。
- 10-1-4-2 補助員の役務は以下の「危険度の高い場所で行う役務」や「判定に携わる役務」を除く。
 - ①ロードレース
 - ・審査委員長、審査委員、競技監督、副競技監督、大会事務局長
 - ・各役務の長・副長（例：車検長/副車検長）
 - ・ポスト（ポスト長およびコースに出る役務）
 - ・進行員（コース、ピットレーンに入る役務）
 - ・救護員（コースに入る役務）
 - ②モトクロス/スノーモビル/スーパーモト/エンデューロ
 - ・審査委員長、審査委員、競技監督、副競技監督、大会事務局長
 - ・各役務の長・副長（例：車検長/副車検長）
 - ・コースオフィシャル
 - ・進行員（スタートエリアの中に入る役務）
 - ・救護員（コースに入る役務）
 - ③トライアル
 - ・審査委員長、審査委員、競技監督、副競技監督、大会事務局長
 - ・各役務の長・副長（例：車検長/副車検長）

・セクション審判員（オブザーバー）

・進行員

- 10-1-5 講師
3級…当該種目の公認ライセンス取得講習会、ならびにレベルアップスクールの補助講師となることができる。
2級…当該種目の公認ライセンス取得講習会、ならびにレベルアップスクールの主任講師または補助講師となることができる。
1級…当該種目の公認ライセンス取得講習会、ならびにレベルアップスクールの主任講師となることができる。

10-2 競技役員 / 講師の昇格基準

- 10-2-1 競技役員
・3級から2級への昇格基準…各種目（他種目の合算は不可）において、前項10-1-1項に示す役務に従事し、実務ポイント15点以上になった者。
・2級から1級への昇格基準…2級を取得後、各種目（他種目の合算は不可）において、前項10-1-1項に示す役務に従事し、実務ポイント50点以上になった者。
※郵送申請の場合、ライセンス申請用紙（様式16）、発行手数料を同封。
- 10-2-2 講師
・3級から2級への昇格基準…当該種目のライセンス取得講習会の補助講師として、5回以上従事した者（MFJ事務局に申請の際に講習会開催日が入った活動実績表を作成し送付）
・2級から1級への昇格基準…当該種目のライセンス取得講習会の主任講師として、5回以上従事した者（MFJ事務局に申請の際に講習会開催日が入った活動実績表を作成し送付）
※郵送申請の場合、ライセンス申請用紙（様式16）、発行手数料を同封。
- 10-2-3 役員 / 講師とも実績を充分満たしたうえで、MFJ地区スポーツ部会、MFJ公認サーキットから昇格推薦を受けた者は、昇格が認められる場合がある。

10-3 競技役員 / 講師の降格基準

競技役員 / 講師ライセンス取得者で10年以上更新手続きを行っていない場合は、1等級の降格とする。

11 会員ライセンスの有効期間

- 11-1 2024年度ライセンスの有効期間は、ライセンスの交付を受けた2024年4月1日から2025年3月31日までとする。
※2024年3月31日までの大会への出場（大会公式日程期間）は、2023年度ライセンスを取得していなければならない。
- 11-2 競技ライセンスは未更新期間がある場合、ライセンス区分の降格や走行証明の再取得等の条件が付される場合がある。詳細については別途定める「付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則」による。

12 会員ライセンスの効力の失効等

- 12-1 次の者のライセンスの効力は失効、または停止される。
- 12-1-1 日本のスポーツ国籍を失った者。
- 12-1-2 氏名、生年月日、性別等を偽り、不正にライセンスを受給した者および使用した者。
- 12-1-3 前条の有効期間を経過し、継続申請をしなかった者。
- 12-1-4 MFJ中央審査委員会の裁定により、停止処分を受けた者（中央審査委員会の定める期間）。

2024

MFJ国内競技規則

MOTORCYCLESPO RTS RULES

第3章 競技会

13 競技参加者

- 13-1 MFJの公認または承認する競技会に参加することのできる者は、次のとおりとする。
- 13-1-1 ライダー
- 13-1-1-1 当該競技に必要なMFJ競技ライセンス、エンジョイ等の資格を受け、スポーツ安全保険の適用期間内で参加申請した者（ライセンス効力の停止中の者を除く）で当該競技に必要な年齢・身体的条件を備えていること。
- 13-1-1-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 13-1-1-3 満18歳未満の者で、親権者による競技会参加承諾書・印鑑登録証明書（ライセンス申請時必須書類）を提出した者。
- ※提出義務対象者はクラスを問わずロードレース、モトクロス、トライアル、スノーモビル、エンデューロ、スーパーモト競技ライセンス申請者とする。
- 13-1-2 ピットクルー
- 13-1-2-1 当該年度有効なMFJピットクルーライセンスを受けてスポーツ安全保険の適用期間内でピットクルーとして参加申請をした者。
- 13-1-2-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 13-1-3 エントラント
- ここで規定するエントラントとは下記の者で競技参加申請を行なった団体または個人をいう。
- 13-1-3-1 MFJ公認クラブ（付則28 MFJ公認クラブ等の名称に関する規定参照）
- 13-1-3-2 MFJライセンス所持者
- 13-1-3-3 MFJメーカーライセンスを所有している車両メーカー
- 13-1-3-4 MFJ賛助会員ライセンスを所有しているコンストラクター、部品関連メーカー
- 13-1-4 エントラント資格を有し、エントリー用紙により参加申請をすることによりMFJ国内競技規則に定められている抗議者の資格が得られる。
- ※全日本ロードレース選手権に関しては、別途エントラントライセンス制度がある。
- 13-2 主催者および競技役員は、競技会当日随時ライセンスの提示を求めることにより、ライダーおよびピットクルーの資格要件を確かめることができ、もし本規則に違反している者がいた場合、その者に対しては、所定の罰則が適用される。

14 競技参加者の適合性

- 14-1 ライダーは常にマシンを安全にコントロールでき、かつ各ポストからの指示（フラッグおよびボード）を確認し的確に判断できる健康状態でなければならない。安全にマシンをコントロールできない状態、または的確な判断や確認ができない健康状態であると大会審査委員会から判断された場合は、本人または他のライダーに危険を及ぼすことを理由に、当該レース（ウィーク）の出走は認められない。対象ライダー（またはチーム監督）には、当該大会の事務局（内容は担当メディカルドクターから指示）から次大会出場のための処方指示を記載した通告書が渡される。対象ライダーおよびチーム監督は、対象ライダーが出場する次大会まで（次大会受付時）に、通告書に従った処置（必要により診断書の提出）を行わなければならない。

- 14-2 競技中受傷した場合、走行復帰に際しては大会ドクターまたは大会ドクター不在の場合は大会審査委員会の許可を得なければ出走できない。
- 14-3 競技中の転倒等により意識を失った場合、また意識があっても脳震盪と認められる場合、当該大会での出走は認められない（各種目規則参照）。
- 14-4 熱中症の症状が認められる場合、出走は認められない。
- 14-5 競技参加前に負傷している場合（以前の大会での負傷が完治していない）、主治医または大会ドクターのチェックを受け、大会審査委員会より出走の許可を得なければならない。

15 競技参加者の遵守事項

- 15-1 競技参加者は、次の事項を守らなければならない。
- 15-1-1 競技会の会場においては、観客やメディアに対してモーターサイクルスポーツのイメージを損なわないよう、言動や服装に配慮しなければならない。
- 15-1-1-1 常にスポーツマンとしての態度を保ち、下品な言葉や行動は厳に慎まなければならない。
- 15-1-1-2 差別的な発言や他者を貶めるような発言は慎まなければならない。
- 15-1-1-3 人種や性差別等、不適切なメッセージや表現の書かれた衣服を着用しない。
- 15-1-1-4 刺青（タトゥー）を露出することは慎まなければならない。
- 15-1-2 MFJ国内競技規則および、当該大会の特別規則、公式通知を熟知しその定めに従わなければならない。
- 15-1-3 競技会中は、MFJ国内競技規則ならびにその他諸規則に従って行動し、すべての行動に対して責任を持たなければならない。
- 15-1-4 MFJ国内競技規則および競技管理上のあらゆる規定および競技役員の指示に従い、かつレース場以外では一般公道の交通規則を遵守しなければならない。
- 15-1-5 競技に関する業務についている者およびライダーは、アルコール類あるいは薬品（興奮剤、麻薬等）によって精神状態をつくろってはならない。
- 15-1-6 別途定める付則2 MFJアンチ・ドーピング規則を遵守すること。
- 15-1-7 競技会中は、有効なライセンスを必ず携帯していなければならない。
- 15-1-8 競技会に参加することが認められた者が出場しない場合（競技現場での不参加を含む）は、正当な理由をもって、その旨を主催者に通告しなければならない。
この通知を怠るか、または欠場の理由が正当でない場合、主催者は速やかに大会審査委員会に報告し、ペナルティーを求めることができる。
- 15-1-9 競技期間中にけがをした場合は、程度にかかわらず必ず医務室を受診するか、大会事務局に通達し、負傷の記録を残さなければならない。負傷者名簿に氏名がない場合、保険金の請求はできない。
- 15-1-10 ライダーまたはエントラントが集団で競技または予選を欠場した場合、または、そのような働きかけをした場合、主催者は速やかに国内規律裁定委員会・MFJ中央審査委員会に報告し、ペナルティーを求めることができる。
- 15-2 特にライダーは、上記のほか次の事項を守らなければならない。
- 15-2-1 他のライダーの走行を妨害するような走り方をしてはならない。
- 15-2-2 競技中（公式練習も含む）は、他人の迷惑、または危険を伴うような行為をしてはならない。
- 15-2-2-1 競技中（公式練習も含む）、他の選手に対して言葉やジェスチャーによる威嚇行動も妨害と見なし、このような言動をとった場合、罰則の対象とされる。
- 15-2-3 車両は、それ自体が持つ動力およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり、加速したりしてはならない。
- 15-2-4 特に規定されていない限り、他の者の援助を一切受けてはならない。
- 15-2-5 競技中の車両には、いかなる者も同乗させてはならない。
- 15-2-6 ライダーは、コース（ランオフエリアを含む）にいる間は、MFJ公認ヘルメットを装着しなければならない。

- 15-2-7 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し大会ドクターもしくは指定医師による診断を受けさせ、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。

16 ライダーの装備（MFJ公認ヘルメットおよびレーシングスーツ）

ライダーの装備は、次のとおりとする。

- 16-1 ヘルメット
- 16-1-1 競技に使用するヘルメットはMFJが公認したものでなければならない。
- 16-1-2 MFJ公認ヘルメットには、規定の公認マークが貼付されていなければならない。
- 16-1-3 MFJが公認するヘルメットの規格については、各競技種目別細則により定める。
なお、国際競技会においてはFIMで認められた規格のマークが認証マークと見なされる。
- 16-1-4 競技会の車両検査の際、ヘルメット検査が行われ、MFJが公認したものであっても、損傷しているなど著しくその機能を失っていると認められるものは、ライダーの安全上その使用が禁止される。
〈推奨〉ヘルメットは、使用頻度や保存状態で経年劣化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は使用しないことを推奨する。
- 16-2 服装
- 16-2-1 ロードレース、スーパーモトのレーシングスーツは、MFJが公認したものでなければならない。
MFJ公認レーシングスーツには、規定の公認マークが貼付されていなければならない。
- 16-2-2 ライダーの服装は、競技中ライダーの身体の安全を確保し、運転を妨げないものでなくてはならない。
- 16-2-3 その他細部については、各競技種目別細則により定める。
- 16-3 装備の公認とは国内競技規則に合致することを認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

17 出場車両

- 17-1 競技に出場する車両のクラス区分等は、各競技種目別細則の定めるところによる。
- 17-2 車両は細則に示す「出場車両」と「基本仕様・種目別仕様」に合致し、かつ大会特別規則の条件を満たし、安全上完全に整備されているものでなければならない。
- 17-3 大会審査委員会により危険であると判断された車両は、理由のいかんを問わず競技に使用することはできない。
- 17-4 本規則に基づき改造・変更を行なう場合、その対象の選定・保守・管理は自己の責任において行なうものとする。
- 17-5 製造メーカー側の車両欠陥に関する紛争についての立証の責任は、参加者側にあるものとする。

18 燃料およびオイル

- 18-1 競技に使用する燃料・オイル等については別に定めるMFJ技術規則による。
- 18-2 その他燃料については、次のとおりとする。
- 18-2-1 ガソリンおよびオイルは、オクタン価や燃焼効率を高めるような添加剤、あるいは起爆剤を加えてはならない。
- 18-2-2 ガソリンにオイルを混合する必要がある場合、安全を確認して作業しなければならない。
- 18-2-3 ガソリンおよびオイルを保管する容器とその取扱いは、消防法に適合していること。
- 18-3 世界選手権に関してはFIM規則が適用される。

19 競技出場の申込み

- 19-1 競技会への出場の申込みは、次のとおりとする。

- 19-1-1 主催者が準備した用紙の記載事項のすべてを記入し、この競技規則を厳守することを誓約しなければならない（エントリー時に当該ライセンスを取得していること）。
- 19-1-2 車両の登録はエントリー用紙に下記事項を記入すること。
(a) 銘柄 (b) 車名 (c) 年式 (d) フレーム打刻型式頭番号 (e) エンジン打刻型式頭番号
参加受理書発送後（※モトクロスは車両検査終了後）、記入事項に変更がある場合は、選手受付時に車両変更手続きを行わなければならない（車両変更手数料が必要）。
- 19-1-3 主催者は、エンタラント、ライダーおよびピットクルーのいずれに対しても、その理由を明らかにすることなく申込みを拒否、または無効とする権限を有する。
- 19-1-4 申込み期間、申込み場所、その他の詳細については、当該競技主催者の定める大会特別規則に示される。
- 19-2 競技出走者数または出場申込者数の定員は、大会特別規則に示される。
なお、出場申込者数が10名に満たない場合は、当該クラスを中止する場合がある。

20 出場料

- 20-1 エンタラントまたはライダーは、出場申込み時に、大会特別規則に明示される出場料を支払わなければならない。
- 20-2 いったん主催者に受理された出場料は、**30 競技会の延期および中止等**に合致する以外は払い戻しされない。

21 ライダーおよび車両の変更

- 21-1 エントリーされたライダーの変更は認められない。
- 21-2 登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要がある場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行ない、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。車両変更手数料は5,000円とする。
- 21-2-1 公式予選終了後、安全上の理由により、フレームおよびエンジンなどを交換する必要がある場合は、競技監督に申し、元の部品を提示して、許可を受けなければならない。
- 21-2-2 公式車検終了後ライダー間でマシンを交換することは禁止される。
- 21-2-3 ロードレースの車両の変更については、付則4 ロードレース競技規則 **12** 出場車両ならびにマーキング部品の変更が適用される。

22 車両検査

- 22-1 競技車両は、本規則および各競技種目別細則の定めるところにより、車両検査を受けなければならない。車両検査の時刻、および場所は公式通知により示される。
- 22-2 車両は、競技直前に車両検査を受けたままの状態に保たれているかどうかのチェックを受けなければならない（スタート前チェック）。チェックの時刻およびチェックの場所は、公式通知により示される。
- 22-3 ライダーが車両仕様申告を行なう場合は、車両検査時に大会事務局より配布された車両仕様書をもって申告しなければならない。
- 22-4 車両検査に合格した車両であっても、レース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。

23 競 技

- 23-1 出場者数が多い場合は、予選によって決勝競技出場者を決定することがある。その詳細については、各競技種目別細則および大会特別規則の定めるところによる。

- 23-2 スタートの方法は各競技種目別細則および大会特別規則の定めるところによる。
- 23-3 競技中競技役員が公式シグナル（合図旗）を示した場合、各ライダーはただちにそれに従わなければならない。
- 23-4 公式シグナル（合図旗）とその意味については、各競技種目別細則の定めるところによる。
- 23-5 停止
- 23-5-1 競技中、コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコース脇によせ、他のライダーの走行の邪魔にならないように十分注意しなければならない。
- 23-5-2 競技中、車両をコースの進行方向と逆方向に移動してはならない。ただし、競技役員の指示による場合はこの限りではない。
- 23-5-3 事故または車両故障などの理由によってリタイヤ（中途退場）する場合は、その地点からもっとも近い競技役員（コース審判）に報告しなければならない。
- 23-5-4 ライダーは、停止車両をその競技が終了するまで、競技役員の管理下におかななければならない。ただし、その競技に支障のない地点まで、車両を移動させることを競技役員（コース審判）から指示された場合には、これに従わなければならない。
- 23-6 ゴールライン通過の際、ライダーは、マシンと離れた状態にあってはならない。
- 23-7 競技の終了
競技の終了は、チェッカー旗によりトップ走者がゴールしたのち、各競技種目別細則および大会特別規則に示す時間を経過した時点または行為により示される。

24 優勝者等の決定

優勝者、順位および完走者の定義については、各競技種目別細則の定めるところによる。

25 賞典

賞典の対象者は、原則として6位までとし、その詳細は大会特別規則に示される。

賞は主催者（大会事務局）から付与されるが、その時間等詳細は大会特別規則または、公式通知により示される。

26 レース後の車両検査

- 26-1 競技終了後、原則として1位から6位までの車両は、車両保管区域に暫定結果発表後原則的に30分間保管され、必要に応じて検査される。
- 26-1-1 モトクロス、スーパーモトの車両保管時間は20分間とする。
※付則15.モトクロス競技規則 29.レース後の車両検査、付則16.全日本モトクロス選手権大会特別規則 23.レース後の車両検査参照
付則25.スーパーモト競技規則 34.レース終了後の車両保管と再検査参照
- 26-2 その他、各競技種目別細則ならびに大会特別規則による。

27 競技結果および記録の公表

- 27-1 競技終了後、暫定結果の公表を行なう。
- 27-2 競技の正式結果は、暫定結果発表後遅くとも3時間以内に公表される。
- 27-3 参加者は、公表された競技の正式結果に対して抗議することはできない。

28 競技結果の不可逆性

競技役員は、その職務に最善を尽くすが、仮に競技役員の誤認/誤審により誤って与えられた競技中に実行するペナ

ルティで不利益を被った場合においても、進行中のレースを中断し再レースすることはできない。

また、再現性がないことから競技結果を変更することはできない。競技運営の過失に対しては大会審査委員会より運営側に罰則が与えられる。

29 公式得点（ポイント）

公認競技会における成績により、公式に与えられる得点（ポイント）は、付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則 **4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント）のとおりとする。

30 競技会の延期および中止等

- 30-1 競技は、天候・異変その他安全確保に支障をきたすおそれがある等、特別の理由がある場合にかぎり、その一部を打ち切りまたは中止することができる。
- 30-2 前項の判断決定は、大会審査委員会が行なう。
- 30-3 すべての関係者は、大会審査委員会の決定した競技の一部打ち切りまたは中止の裁定に従わなければならない。
- 30-4 原則として中止されたレースの再レースは行なわれない。
- 30-5 レースの短縮および打ち切り
※下記の2/3またはパーセント表示で端数が出る場合、小数点以下は切り捨てる。
- 30-5-1 決勝レース出走前の短縮
- 30-5-1-1 出走前にレース周回数・時間を短縮する場合は、原則として本来のレースの2/3以上とする（ただし、モトクロスの場合+1周は考慮しない）。
- 30-5-1-2 2/3以上に短縮し参加者に発表した後にさらに状況が悪化した場合、さらにその2/3以上まで短縮することができる。
- 30-5-1-3 上記を上回る短縮の場合は選手の得点（ポイント）は2/3（小数点以下2桁は四捨五入）とする。
- 30-5-1-4 上記の短縮の決定は大会審査委員会が行ない、参加者にこの事項が速やかに通知されなければならない。
- 30-5-2 決勝レース出走後の短縮・打ち切り
- 30-5-2-1 トップ走者（トライアルの場合は、選手の95%以上）が定められた周回数、時間、セクション数の2/3を完走しないうちにレースを打ち切った場合（モトクロスの場合+1周は考慮しない）。
- (a) ロードレース：
・走行が2周以下＝中止・ノーポイント（予選を行なった場合は、予選結果にて1/2〈小数点以下2桁は四捨五入〉のポイントを与える）
・走行が3周以上＝再スタートが不可能な場合は2/3（小数点以下2桁は四捨五入）のポイントでレース完了とする。
- (b) モトクロス：
・**トップ走者が定められた時間（+1周は考慮しない）または周回数の1/3未満でレース中断の場合：再スタートが不可能な場合は、ノーポイント。**
・**トップ走者が定められた時間（+1周は考慮しない）または周回数の1/3以上2/3未満でレース中断の場合：レースは成立とし、ポイントは通常の1/2ポイントが与えられる。**
※再スタートの場合のスタート方法は、付則15 モトクロス競技規則 **26** 赤旗の提示と再スタートの方法参照
- (c) トライアル：
・選手の95%以上が終了したセクション数が、全セクションの25%未満のクラス＝中止・ノーポイント
・選手の95%以上が終了したセクション数が、全セクションの25%以上のクラス＝半分のポイント

(d) その他：

大会特別規則による

30-6 トップ走者（トライアルの場合は、選手の95%以上）が決められた周回数（または時間）の2/3以上を完走して競技を打ち切った場合は、大会審査委員会は、その競技の判定結果にその理由を付して発表し、レースは完了となり、フルポイントが与えられる。

※2/3またはパーセント表示で端数が出る場合、小数点以下は切り捨てる。

30-7 競技の中止と出場料等の返却は、下表のとおりとする。参加者はその他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事 例	出 場 料
予選が1回も行なわれず中止	選手受付した全員に返却
予選は行なわれ、決勝グリッド発表後中止	決勝進出者のみ返却
決勝スタートが行なわれたのち中止	返却しない

※事務手数料（振り込み料含む）を差し引いて返却される。

30-8 大会審査委員会が本項に関して下した裁定に対しては、抗議することはできない。

31 損害に対する責任

31-1 競技中、車両およびその付属品等が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならない（車両が車検長または大会審査委員会によって保管されている期間中に生じたものを除く）。

車検長または大会審査委員会は、車両を保管している期間中に、これらの車両がなんらかの理由によって破損した場合には、1台あたり10万円を最高限度額として、その所有者に補償する。

31-2 競技会開催期間中、またはその前後に生じた傷害は、参加者自ら責任を負うものとする。

31-3 競技役員は、その職務に最善を尽くすが、仮に競技役員の行為によって起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員は一切の責任を負わない。

32 ライダーの健康に関するガイドライン

32-1 疾病および傷害からの競技復帰に関して

- ・ 疾病および傷害から復帰するに際しては医療機関（会場のメディカルセンター含む）にて担当医師にレース復帰について確認をとること。
- ・ 次大会の競技前にメディカルチェックを受ける、または医師の診断書の持参を要求する場合がある。

32-2 脳震盪について

脳震盪は頭部への直接または間接的な衝撃によって起こる脳機能障害であり、特に短期間に二度の脳震盪を起こすことは非常に重大な障害をもたらす恐れがある。また、症状を抱えたまま走行することは他のライダーに危険を及ぼす恐れがあることから、脳震盪が疑われる場合、医療機関で受診しなければならない。

32-3 熱中症について

- ・ 熱中症とは、暑い環境で発生する障害の総称。
- ・ スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものであるものの、予防に関する知識が十分に普及していないこともあり、熱中症による重大事故が発生した例もあり、とくにこの数年、猛暑の夏が続き熱中症の危険性も高くなっていることから特に注意すること。
- ・ 予防の例としてはレース前にスポーツドリンク（0.1%～0.2%の塩分が含まれたもの）を250ml～500ml補給する。詳しくは日本スポーツ協会のホームページ(<https://www.japan-sports.or.jp/>)を参照。

32-4 メディカルパスポート

ライダーおよびチームは競技参加ライダーの健康管理状態を把握するためのメディカルパスポートの記入および管理を行ない、メディカルドクターにいつでも提出できるように、常に携帯しなければならない。

メディカルパスポートは、参加受付またはライダーズブリーフィング時のどちらかで、大会事務局による携帯（記入済み）の確認（メディカルパスポートの提示）が行なわれ、携帯が確認できないライダーについては、競技への参加が拒否される場合がある。

※メディカルパスポートの原紙はMFJホームページ[<https://www.mfj.or.jp>]よりダウンロードして使用。

33 大会審査委員会の権限

大会審査委員会は、本規則ならびにその細則に基づき、当該競技会において最終的な権限を行使することができる。

34 本規則の施行

本規則は、2024年1月1日から施行する。

2024 MFJ国内競技規則 MOTORCYCLESPTS RULES

第4章 MFJ裁定規則

35 原則

MFJ会員（ライセンス会員、エンジョイ会員、公認クラブ、特別会員、賛助会員、地区スポーツ部会をいう。以下同様）および当該競技会に直接関与する者（ライダー、エントラント、主催者、競技役員、プロモーターをいう。以下同様）が、MFJ国内競技規則、大会特別規則その他MFJが定める諸規則にのべられた義務に違反し、またはモーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為を行なった場合、本規則に述べられた罰則の対象となる。

36 裁定組織の構成・役割・権限

- 36-1 大会審査委員会
- 36-1-1 大会審査委員会は競技会開催期間に起こった違反行為、抗議に対する審理権を有し裁定を下す唯一の機関であり、下記の場合に自らの職権でまたは競技役員の要請に応じてペナルティーを科することができる。
- ・ 競技会期間中に、MFJ国内競技規則、大会特別規則または大会競技役員の与えた指示に反する行動または行為を行なった場合
 - ・ 競技会期間中の不正行為、暴力行為または当該大会もしくはモーターサイクルスポーツの利益に有害な行動を取った場合
 - ・ 競技運営に関して、当該競技役員、大会主催者に重大な瑕疵があった場合
- 36-1-2 大会審査委員会の委員は、競技役員資格のある者のなかから大会格式によりMFJ、MFJ地区スポーツ部会または大会主催者が任命する。
- 36-1-3 大会期間中における本規則または大会特別規則に違反する行為に対しては、その軽重によって大会審査委員会の権限により以下の罰則を科することができる。

罰則	内容
訓戒	文書による注意……始末書提出。
罰金	50万円以下の罰金。
競技結果に影響する罰則	タイム／ポイント／周回数の加算または減算。 順位の変更／ライドスルーペナルティー／ ストップ&ゴーペナルティー
失格	競技会および競技結果の除外。

- 36-1-4 特定の違反に関するペナルティーの詳細は、各競技種目別細則または大会特別規則に明記するものとする。
- 36-1-5 違反の状況に応じて、一人の違反者に複数の罰則を科することもできる。
- 36-1-6 大会審査委員会は、大会審査委員会が科す権限のある罰則よりも重い罰則を科すことが相当と認めるときには、国内規律裁定委員会に違反事実を報告し審議依頼することができる。
- 36-2 国内規律裁定委員会
- 36-2-1 国内規律裁定委員会（以下「裁定委」という。）は、大会審査委員会の決定を不服とする「控訴」、大会審査委員会からの「審議依頼」および競技関係者間の紛争・疑義に関する「提訴」に関して審理権を有し、裁定を下す唯一の機関である。
- また、「裁定委」はMFJ会員および当該競技に直接関与する者の反社会的行為や犯罪行為その他モータ

ーサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為について、告発等がなくても自らの権限で審議し、裁定を下すことができる。

36-2-2 「裁定委」は、ガソリン等燃料・タイヤ等の分析結果に基づく罰則を裁定する。

36-2-3 「裁定委」は、競技会期間中、期間外を問わず、MFJ会員が反社会的行為またはモーターサイクルスポーツの利益に有害な行動を取った場合、会員資格の停止、剥奪等の裁定を下す権限を有する。

36-2-4 「裁定委」の委員は、原則として当該種目委員会委員長、副委員長（1名）、中央スポーツ委員会委員（1名）、会長が指名する有識者（1名）の中から3名で構成し、会長が任命する。

ただし、当該大会審査委員長や大会審査委員が上記候補者にあたる場合は別の委員を任命する。

36-2-5 「裁定委」は以下の罰則を科すことができる。また、違反の状況に応じて、複数の罰則を科すこともできる。

罰則	内容
訓戒	文書による注意……始末書提出。
罰金	1000万円以下の罰金。
タイムおよび/あるいはポイントペナルティーまたはタイムの削除	結果に影響を及ぼすタイムまたはポイントの加算または削除。
順位の降格	競技結果の順位の引下げ。
失格	プラクティス、レースまたはそのすべてで得たりザルトの失効。なお、違反の種類によっては、自動的に失格となることもある。
選手権ポイントの剥奪	選手権ポイントの剥奪。
資格停止	特定期間において、MFJの会員であることによって生じるすべての権利を失うことまたはMFJの管轄下で行われる活動への参加を禁止されること。 本罰則の適用に関しては、適用期間を最高2年間までとする。 ※資格停止中でも競技会にエントリーすることはできる。ただし当該大会時にはその停止期間は終了していなければならない。
資格剥奪	MFJの管轄下で行なわれるすべての活動に参加する権利を最終的、かつ完全に失うこと。

36-2-6 ライセンス資格および出場停止の罰則は、大会審査委員会の審議依頼に基づき、「裁定委」によって裁定され、30日以内に通告される。

36-2-7 製造者（供給者）への罰則

公認車両、公認部品、用品、公認タイヤ等にて申請者が公認申請と異なる製品を供給し、その違反が立証された場合、「裁定委」にて審議され、当該申請者の資格停止および公認の抹消または1000万円以下の罰金を科すものとする。

36-3 中央審査委員会

36-3-1 中央審査委員会は、「裁定委」の裁定を不服とする上告に関して審理権を有し、裁定を下す唯一の機関である。

また、中央審査委員会はMFJ会員および当該競技に直接関与する者の反社会的行為や犯罪行為その他モーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為について、告発等がなくても自らの権限で審議し、裁定を下すことができる。

36-3-2 中央審査委員会の科すことのできる罰則は、36-2-5項に述べる「裁定委」の科す事のできる罰則範囲と同一とする。

36-3-3 中央審査委員会は、定款に基づき理事会の決議により設置され、会長により任命された委員3名により構成される。欠員がある場合は、会長が別途任命する。

36-3-4 中央審査委員会の裁定を最終とする。

36-3-5 中央審査委員会の裁定に対して、通常の裁判所へ申し立てすることはできない。

これに関する不服申し立ては、スポーツ関係の仲裁機関に行なうものとする。

37 競技会における大会審査委員会への抗議

- 37-1 抗議の手順
- 37-1-1 競技会において当該クラスの暫定結果発表後30分以内に、その暫定結果に関して疑義がある場合、抗議を出すことができる。
 ※モトクロス、トライアル、スーパーモトは暫定結果発表後20分以内とする。
 ※エンデューロは、付則23.エンデューロ競技規則...39.抗議参照
- 37-1-2 競技監督、スタート／フィニッシュ役員、セクション審判員等の競技役員の下した判定に対する抗議はできない。抗議が認められない裁定については、各競技種目別細則に明記される。
- 37-1-3 抗議することができる当事者（以下「抗議者」という）は、当該クラスのライダー、エントラント代表者のみとする。
- 37-1-4 抗議者は、大会事務局に準備されている抗議書に1項目ごとに抗議保証金を添えて提出しなければならない。
- 37-1-5 抗議保証金は1項目につき1万円、ガソリンおよびタイヤに関する抗議保証金は10万円とする。
 ただし、抗議保証金は、抗議内容が認められた場合にのみ抗議者へ返還される。
- 37-1-6 正式な手続により提出された抗議書のみが受け付けられ、大会審査委員会にて審議裁定される。
- 37-2 大会審査委員会の裁定手順
- 37-2-1 事実確認
 違反行為の事実確認のため、当該競技役員の証言、証拠となる資料（ラップチャート、映像等）を収集し確認する。
- 37-2-2 聴聞
 抗議者、被抗議者、その他大会審査委員会が必要と認める証人等から事情を聴聞する。
- 37-2-3 裁定
 ・事実確認と聴聞の内容を基に、委員の合議の上で裁定を行なう。
 ・大会審査委員の意見が分かれた場合、過半数をもって決することとする。
- 37-2-4 裁定結果の通告
 裁定結果は抗議者に直接通告し、その内容を説明する。説明を始める前に時間を定め（通常5分程度）通告する。
 抗議者は、裁定結果の通告書に受領の署名をしなければならない。
- 37-2-5 大会審査委員会が下した裁定に対しては、以下に定める控訴のほか、一切抗議することはできない。

38 国内規律裁定委員会への控訴・審議依頼・提訴

- 38-1 控訴
 当該競技会に直接関与する者は、大会審査委員会の裁定に対し、「裁定委」に控訴する権利を有する。
- 38-1-1 控訴は、当該ライダーへの裁定結果通告時刻より1時間以内に、「裁定委」宛てに控訴する意思を示す文書に控訴保証金を添えて、当該大会審査委員会を通じ提出しなければならない。
- 38-1-2 上記控訴の理由を示す文書については、前項の控訴意思表示および控訴保証金の納付を行ったことを条件に、当該日より5日以内に直接MFJ事務局に提出することができる。
 ※提出期限の日数計算は起点の日は含まず、次の日から期限日の24時までをいう（以下の期限の記載も同様）。
- 38-1-3 控訴保証金は10万円とする。
- 38-2 審議依頼
 当該大会審査委員会は、「裁定委」に対し、大会審査委員会が科す権限のある罰則より重い罰則を、当該違反事実の報告とともに審議依頼する権利を有する。
- 38-2-1 審議依頼は、最終審査委員会終了後5日以内に、直接MFJ事務局に提出することができる。

- 38-2-2 審議依頼に保証金は必要としない。
- 38-3 提訴
- 38-3-1 当該競技会の大会審査委員会が解散した後、当該競技会に直接関与する者は、その関係者間の紛争・疑義を「裁定委」に提訴する権利を有する。
- 38-3-2 提訴の期限は、当該大会審査委員会が解散した後3日以内に提訴の理由を示す文書に提訴保証金を添えて、MFJ事務局に提出しなければならない。
- 38-3-3 提訴保証金は20万円とする。

39 中央審査委員会への上告

- 39-1 「裁定委」の裁定を不服として上告する場合は、裁定通知を受けた日から5日以内に、上告意思を示す文書に上告保証金を添えて、MFJ事務局に提出しなければならない。
- 39-2 上告保証金は20万円とする。

40 申立てが受理されるための手続（規律裁定委員会・中央審査委員会共通）

※以下文中の「裁定委」への控訴、審議依頼、提訴、中央審査委員会への上告を総称し「申立て」と記す

- 40-1 特段の定めがある場合を除き、期日までに「申立て」の理由を記した文書と保証金がMFJ事務局に提出されなければならない。
- 40-2 理由書には「申立て」の理由が的確に述べられていなければならない。理由書は郵送、電子メール、FAXの手段で送付することができる。
- 40-3 申立人は、MFJに対し、理由書が提出されてから10日以内に、その「申立て」に関して資料等を添えた詳細な説明文書を提出することができる。

41 裁定機関（規律裁定委員会・中央審査委員会）の手順

- 41-1 「申立て」がMFJ事務局に提出されてから原則として15日以内に、裁定機関は関係者を招集し、聴聞する。また、証人を必要と認めた場合は、証人を呼び出し、その証言を求め、充分に実情を調査した上で裁定を下すものとする。
- 41-2 裁定機関に招集された者は、代理人として弁護士に依頼する権利を持つ。ただし、弁護士の依頼をMFJを通じて他の当事者に通知されなければ、裁定機関はこれに異議を申し立て手続を中断することができる。
- 41-3 招集を要請された者が欠席した場合は、発言機会を放棄したものと見なされる。
- 41-4 裁定機関は、聴聞に関して、電話や電子メール、リモートツールなどを用いて行なうこともできる。ただし、上記方法は、緊急の場合を除き、原則として関係者全員が同意した場合に限られる。
- 41-5 裁定機関が特別の決定を出した場合は、聴聞は公開されるものとする。
- 41-6 当事者が外国語を用いることを希望する場合は、その当事者が必要とする通訳を用意し、自ら費用を負担する。
- 41-7 当事者の聴聞には本人が出席するものとする。ただし、代理人として弁護士も同席することができるものとする。本人が欠席した場合には、その「申立て」が却下される場合があるほか、聴聞のための費用は申立人が負担する。
- 41-8 各当事者は、独自に証人を呼び出したりは同行させるなどして、証人を出席させ証言させることができる。上記の場合の費用は、その当事者の自己負担とする。ただし、証人は知り得た事実を述べることはできるが、意見を述べてはならない。
- 41-9 裁定機関は、必要に応じて専門家を招集してその意見を聴くことができる。
- 41-10 裁定機関の決定は、すべて非公開による合議の上で過半数の採決にて行なわれる。棄権は認められない。
- 41-11 裁定機関の決定は、当事者に直接文書で通達される。これができない場合には書留で関係者全員に郵送される。

裁定機関が認めた場合、電子メールにて文書添付を併用することができる。

上記文書通達を受ける当事者には、各下部裁定機関も含むものとする。

- 41-12 裁定結果の通知には、裁定の理由が述べられていなければならない。
- 41-13 裁定機関の裁定結果の要旨は、当事者への通達後速やかにMFJのホームページに公示される。
- 41-14 裁定機関が決定を出すのに要した費用は、その裁定機関の委員長により査定され、敗訴側に請求される。ただし、裁定機関が別の決定を下した場合はこの限りではない。
- 41-15 最終決定となった罰金、費用が裁定通知日より30日以内に支払われなかった場合は、支払義務者は自動的にMFJでのすべての活動を停止させられる。かかる活動停止は、その支払が完納されるまで続くものとする。

42 懲罰基準

国内競技規則に明記される違反行為の他、スポーツマンシップに反する行為、暴力行為などには以下の懲罰基準を設ける。国内規律裁定委員会および中央審査委員会が行為の軽重に応じて裁定する。

※大会審査委員会は、下記該当行為に関し、与えられた権限内の罰則を科した上で、さらに裁定委に対しより重い罰則を科すよう事実報告および審議依頼ができる。

懲罰に該当する行為	罰則
<ul style="list-style-type: none"> 選手などに対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為 主催者、競技役員、係員などに対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為 観客、関係者に対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為 	資格停止（2年以内） 罰金： ①ライダー個人に対して：100万円以下 ②エントラント・団体に対して：300万円以下
MFJ、審査委員会、組織委員会に対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為	資格停止（2年以内） 罰金： ①ライダー個人に対して：200万円以下 ②エントラント・団体に対して：300万円以下
MFJ会員である団体が重大な不正行為を行った場合	資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：1000万円以下
相手に傷害を負わせる重大な暴力行為	資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：1000万円以下
重大な刑法上の犯罪により処罰された者	資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：1000万円以下
上記のほかモーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為を行った場合	資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：1000万円以下

※違反の状況に応じて、複数の罰則科すこと（併科）もできるものとする。

※MFJ会員および当該競技会に直接関与する者を対象とする。

43 本規則の施行

本規則は2024年1月1日から施行する。

2024

MFJ国内競技規則

MOTORCYCLESPO RTS RULES

付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則

1 目的

本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）が発給、管理する競技ライセンス等級の昇格・降格に関して規定し、モーターサイクル競技の公正を図ることを目的とする。

2 2024年度昇格ポイント対象期間

2024年度の昇格ポイント対象期間は2024年1月1日から2024年11月30日までとし、昇格となった資格が有効となるのは2025年1月1日からとする。

昇格ポイント対象期間が変更される場合は、各選手権ごとに公示される。

3 昇格、降格の種類と手続き

- 3-1 自動昇格とは
昇格対象期間内に規定の自動昇格の得点または順位を得た場合、ライセンスは上位区分に昇格する。自動昇格対象者にはその年の12月中にMFJより通知される。なお、昇格後の区分が有効となるのは2025年1月1日からとする。
なお、自動昇格後の区分は、**10**自動降格の基準、10-1自動降格基準表に示す年度まで維持される。
- 3-2 申請昇格とは
昇格対象期間内に規定の申請昇格の資格、得点または順位を得た場合、ライセンスは申請すれば上位区分に昇格する。明確な基準が定められている申請昇格については、その対象者にはその年の12月中にMFJより通知される（ロードレースフレッシュマン→国内の場合および年齢昇格は除く）。
申請昇格の権利を得て、申請昇格期間内に手続きをしなかった場合は、申請昇格の権利はなくなる。なお、昇格後の区分が有効となるのは2025年1月1日からとする。**昇格を希望する者は昇格手続きが完了するまでの競技会に出場できない。**
また、申請昇格の手続きを行った後、昇格の取り消しは一切認められない。
- 3-3 自動降格、特別降格とは
ライセンスの欠格期間による自動降格、本人の申請により審査される特別降格がある（**10**自動降格の基準参照）。
- 3-4 再昇格規定とは
ライセンスを降格した者が**13**再昇格基準に明記された成績を修めた場合、ライセンスは再度昇格する。

4 公認競技会で与えられる得点（ポイント）

- 4-1 公認競技会で与えられる得点（以下ポイントという）は公認競技会の格式別に完走者に対し、その成績に応じて下記のように与えられる。
昇格に関するポイントとして適用される。

① 全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	25	20	16	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

- ・決勝出走台数にかかわらず、上位15位までの完走者に対しポイントが与えられる。
- ・開催クラスの成立台数は2台以上とする。

② 県大会のポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

- ・決勝出走台数にかかわらず、上位10位までの完走者に対しポイントが与えられる。
- ・開催クラスの成立台数は2台以上とする。

- 4-1-1 ロードレースのナショナルJ-GP3、JP250クラスは、国内、フレッシュマン、ジュニアとの混走が認められ、総合順位によってポイントが適用される。
- 4-1-2 トライアルのジュニアクラスは、国内B級との混走が認められ、総合順位によってポイントが適用される。
- 4-2 MFJカップ、地方選手権、エリア選手権等のランキング決定基準に特別な記載がない場合は、**14** 全日本選手権ランキング決定基準を適用する。

5 ロードレースライセンスの昇格

九州ロードレース選手権シリーズは2024年よりHSRトロフィーロードレース選手権（HSR九州）と、POLISPAロードレース選手権（オートポリス／SPA直入）の選手権として開催される。

5-1 ジュニア⇒フレッシュマン

自動昇格

当該年（**2024**年1月1日～12月31日まで）に16歳になる者は誕生日前でも自動的にフレッシュマンとなる。

5-2 ジュニア⇒国内

5-2-1 MFJカップJP250選手権シリーズ

申請昇格（申請期日：**2025**年1月5日**必着**）

MFJカップJP250選手権シリーズのナショナルクラスにおいて、30点以上のポイントを得て、昇格申請を提出した場合、昇格することができる。

ポイントは、**4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

5-2-2 地方選手権

申請昇格（申請期日：**2025**年1月5日**必着**）

各地方選手権シリーズ（**2024**年11月30日まで）のナショナルJ-GP3、JP250クラスにおいて、以下のポイントを得て、昇格申請を提出した場合、昇格することができる。

各地方選手権	J-GP3・JP250
十勝、SUGO、筑波、もてぎ、鈴鹿、岡山、HSR、POLISPA	30点以上

- ・ポイントは、総合順位（国内、フレッシュマン、ジュニアとの混走）によって付与されるポイントとする。
- ・ポイントは、**4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

5-3 フレッシュマン⇒国内

申請昇格

下記条件のいずれかを満たし申請することにより、国内ライセンスを随時取得できる。年度の途中でも申請できるが、ライセンス追加料金3,000円を必要とする。

- (1) 公認サーキットでの3時間走行証明印を得る（複数のサーキットでの走行時間の合算は不可）。

※走行証明の有効期間は発行日より1年間。

- (2) 公認・承認ロードレース競技会にフレッシュマンライセンスで出場し、予選出走台数20台以上で10位以内、または10台以上で6位以内の成績を修めること（過去2年以内）。

- (3) 公認・承認ロードレース競技会にてフレッシュマンライセンスで過去2回以上参加した実績を有する（過去2年以内）。

※(2)、(3)は書式「ロードレース国内ライセンス申請資格取得証明願（主催者証明印入）」を提出。

※主催者の定めた規定で前記実績が適用されない競技会もある。

- (4) 国内ライセンス取得講習会を受けること。

5-4 国内⇒国際

5-4-1 MFJカップJP250選手権シリーズ

申請昇格（申請期日：2025年1月5日**必着**）

MFJカップJP250選手権シリーズナショナルクラスのシリーズランキング上位5名は昇格申請を提出した場合、昇格することができる。

昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

ポイントは、**4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

5-4-2 地方選手権

申請昇格（申請期日：2025年1月5日**必着**）

各地方選手権（**2024**年11月30日まで）JP250/J-GP3/ST600/ST1000クラスのシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請を提出した場合、昇格することができる。

ナショナルJ-GP3、JP250クラスのポイントは、総合順位（国内、フレッシュマン、ジュニア）によって付与されるポイントとする。

	十勝	SUGO	筑波	もてぎ	鈴鹿	岡山	HSR	POLISPA
ST1000	1	1	1	4	4	2	1	1
ST600	2	2	3	3	5	3	1	1
J-GP3	--	1	3	0	3	1	0	0
JP250	1	2	2	3	3	2	1	1

・ポイントは、**4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

・昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

・当該地方選手権、当該ナショナルクラスがシリーズ戦として成立しなかった場合は該当者なしとする。

・開催日程、開催数、参加台数により、主催者からロードレース委員会への申請により昇格人数を変更することができる。

5-5 ロードレース委員会指名昇格

ロードレース委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

5-6 ロードレース特別審査

5-6-1 ジュニアから国内への特別審査

下記クラスを対象とし特別審査の申請を提出することができる。

ジュニアから国内への申請可能なクラス（MFJ承認競技会以上に登録されているもの）

十勝スピードウェイ	JP250、Street250、CBR250R/RRカップ+勝ミニバイクレース（スプリント）
スポーツランドSUGO	J-GP3、JP250、CBR250R/RRカップ
筑波サーキット	J-GP3、JP250、CBR250R/RRカップ S80
モビリティリゾートもてぎ	JP250
鈴鹿サーキット	J-GP3、JP250
岡山国際サーキット	J-GP3、JP250、CBR250R/RRカップ
HSR九州	JP250
オートポリス	JP250
SPA直入	JP250

同一ライセンス年度内のロードレースジュニアからロードレース国際ライセンスへの特別審査の申請は認められない（ジュニアから国内への昇格者においても2階級昇格は認められない）。

同一ライセンス年度とは、2024年ライセンスの場合、2024年4月1日～2025年3月31日をいう。

5-6-2

国内から国際への特別審査

当該年のアジアタレントカップおよびアジアロードレース選手権の成績を以て特別審査を申請することもできる。

5-6-3

この申請は、書式「ロードレース特別審査申請書」に必要事項を記入し、顔写真、成績を証明するリザルト、申請料5,000円を添え、MFJ事務局に申請する。

5-6-4

この申請の受付は、2024年11月1日から2025年1月5日（必着）とし、MFJ事務局へ申請すること。

5-6-5

この特別審査は、サーキット施設、MFJ専門委員会での審査結果による。

6 モトクロスライセンスの昇格

6-1

ポイントは、**4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

6-2

シリーズ開催予定数の50%以上の大会またはクラスが成立しなかった場合は、昇格対象ならびにシリーズチャンピオンとして認められない。

6-3

PC⇒ジュニア

自動昇格

当該年（2024年1月1日～12月31日まで）に9歳になる者は誕生日前でも自動的にジュニアとなる。

6-4

ジュニア⇒国内B級

6-4-1

自動昇格

当該年（2024年1月1日～12月31日まで）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。

6-4-2

特別審査（体格を理由とする申請）

原則として、身長が160cm以上あり本人が昇格を望む場合に申請ができ、MFJモトクロス委員会にて承認された場合に国内B級への昇格が認められる。

申請者は、当該年度有効なMFJジュニアライセンスを所持している者に限られ、書式「MFJモトクロスライセンス特別審査申請書（体格理由）」に必要事項を記入し、顔写真、申請料5,000円と、身長が160cm以上あることを証明する公的な書類（学校での身体測定結果、または医療機関等で発行される証明書等）を添え、MFJ事務局に申請する。

なお、この特別審査は年度途中でも申請することができる。

※この特別審査が認められた場合、ライセンスの切替え手続きを速やかに行わなければならない。ライセンスの切替え手続きが完了するまでは、ジュニアライセンスの資格とする。

6-5 ジュニア⇒国内B級または国内A級

申請昇格（申請期日：**2025年1月5日必着**）

公認競技会（**2024年11月30日まで**）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請を提出した場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	6	5	12	6	15	4	2	5

6-6 国内B級⇒国内A級

申請昇格（申請期日：**2025年1月5日必着**）

公認競技会（**2024年11月30日まで**）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請を提出した場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

※85ccクラス以下は昇格の対象としない。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	8	6	12	8	10	6	6	5

6-7 国内A級⇒国際B級

自動昇格

公認競技会（**2024年11月30日まで**）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

※85ccクラス以下は昇格の対象としない。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	4	3	8	3	3	3	3	3

6-8 国際B級⇒国際A級

6-8-1 自動昇格

全日本選手権IBOPENクラスのシリーズランキングで1位～10位にランクされた者は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

6-8-2 申請昇格（申請期日：**2025年1月5日必着**）

地方選手権インターナショナルオープンクラスの国際B級最上位1名**および同点の者**で、かつ当該年度の全日本選手権IBOPENクラスでポイントを獲得した者は、昇格申請を提出した場合、昇格することができる。

6-9 モトクロス全国大会選抜クラスの昇格

申請昇格（申請期日：**2025年1月5日必着**）

選抜各クラスで優勝した者は、昇格申請を提出した場合、2階級申請昇格することができる。

ジュニア（2ヒート総合優勝者1名）→国内A級**または国際B級（※）**

国内B級（2ヒート総合優勝者1名）→国際B級

国内A級（2ヒート総合優勝者1名）→国際A級

モトクロス全国大会選抜クラスで獲得したポイントの各地方選手権への加算はしない。

※ジュニアから国際B級への昇格を希望する場合、MFJモトクロス委員会の審査・承認を必要とする。

審査の為に必要な情報は、昇格通知とともに当該選手に直接連絡される。

6-10 地方選手権におけるボーナスポイントについて

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。
※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照。

6-11 モトクロス委員会指名昇格

モトクロス委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

7 トライアルライセンスの昇格

7-1 ポイントは、**4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント）4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

7-2 シリーズ開催予定数の50%以上の大会またはクラスが成立しなかった場合は、昇格対象ならびにシリーズチャンピオンとして認められない。

7-3 ジュニア⇒国内B級

自動昇格

当該年（**2024**年1月1日～12月31日まで）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。

7-4 ジュニア／国内B級⇒国内A級

ジュニア部門は国内B級との混走が認められ、昇格の基準は国内B級と同格に扱われる。

自動昇格

各地方選手権および公認競技会（**2024**年11月30日まで）において**合計で**下記のポイントを得た者（複数の地方にまたがるポイントの合計はしない）かつシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下記の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
得点	—	—	80	—	50	65	—	70
人数	1	5	10	12	8	8	2	7

7-5 国内A級⇒国際B級

自動昇格

地方選手権（**2024**年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下記の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	1	3	5	4	4	3	1	3

7-6 国際B級⇒国際A級

7-6-1 自動昇格

全日本選手権国際B級のシリーズランキングで1位～5位にランクされた者は自動昇格する。

昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

7-6-2 申請昇格（申請期日：**2025**年**1**月**5**日**必着**）

地方選手権にてシリーズチャンピオンとなった者は、昇格申請を提出した場合、昇格することができる。

7-7 地方選手権におけるボーナスポイントについて

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照。

7-8 トライアルグランドチャンピオン大会グランドチャンピオンクラスの昇格

申請昇格（申請期日：2025年1月5日必着）

グランドチャンピオンクラス（ジュニア／国内B級／国内A級混走）の上位10位までの入賞者は、昇格申請を提出した場合、国際B級へ昇格することができる。

7-9 全日本選手権 国際A級⇔国際A級スーパークラス

7-9-1 申請昇格（申請期日：2025年1月5日必着）

全日本選手権国際A級クラスのシリーズランキングで2位～5位にランクされた者は、申請により国際A級スーパークラスへの昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。またシーズン途中でのクラス昇格は不可とする。

7-9-2 申請降格（申請期日：2025年1月5日必着）

全日本選手権国際A級スーパークラスのシリーズランキング7位以下の者は、申請により次年度の国際A級への降格を申請することができる。降格対象者の最上位の者と同点の者は降格者に含まれる。またシーズン途中でのクラス降格は不可とする。

7-9-3 自動昇格

全日本選手権国際A級クラスのシリーズランキングでシリーズチャンピオンを獲得した者は、翌年国際A級スーパークラスへ自動昇格する。

7-9-4 自動降格

全日本選手権国際A級スーパークラスのシリーズランキングでポイントを獲得できなかった者は、翌年国際A級クラスに自動降格する。この場合、再昇格規定は適用されない（ただし、世界選手権ポイント獲得者等、トライアル委員会が特に認める者は除く）。

7-10 トライアル委員会指名昇格

トライアル委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

8 スーパーモトライセンスの昇格

8-1 B級⇒A級

8-1-1 申請昇格（申請期日：2025年1月5日必着）

全日本スーパーモト選手権に併催される「S1チャレンジ」シリーズのS1 OPEN・S2・S3クラスで、いずれかの大会においてB級1位の成績を修め、かつ同一クラスにてシリーズポイント50点以上得た者は、申請によりスーパーモトA級に昇格できる（ポイントは4.公認競技会で与えられる得点（ポイント）...4-1.①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される）。昇格を希望するものは昇格手続きが完了するまで競技会に出場できない。

8-2 スーパーモト委員会指名昇格

スーパーモト委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

9 エンデューロライセンスの昇格

9-1 国内B級⇒国内A級

9-1-1 自動昇格

全日本選手権NBクラスのシリーズランキングで1～8位にランクされた者は自動昇格する。

9-1-2 自動昇格

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）NBクラスのシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

エリア	北海道	東日本	中日本	西日本	九州
人数	4	6	6	6	3

9-2 国内A級⇒国際B級

9-2-1 自動昇格

全日本選手権NAクラスのシリーズランキングで1～5位にランクされた者は自動昇格する。

9-2-2 申請昇格（申請期日：2025年1月5日必着）

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）NAクラスのシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請を提出した場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

エリア	北海道	東日本	中日本	西日本	九州
人数	3	3	3	2	1

9-3 国際B級⇒国際A級

9-3-1 自動昇格

全日本選手権IBクラスのシリーズランキングで1～3位にランクされた者は自動昇格する。

9-3-2 申請昇格（申請期日：2025年1月5日必着）

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）IBクラスのシリーズチャンピオンで、かつ当該年度の全日本選手権IBクラスでポイントを獲得した者は、昇格申請を提出した場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

9-4 エリア選手権におけるボーナスポイントについて

各エリア選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各エリア選手権カレンダーを参照。

9-5 エンデューロ委員会指名昇格

エンデューロ委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

10 自動降格の基準

10-1 当該種目のライセンスの更新がなされなかった場合は、その欠格期間（ライセンスを取得しなかった期間）によって下表のとおりライセンス等級が自動降格される。

●自動降格基準表 ※2024年度ライセンスを取得した場合

最終ライセンス取得年度	種目	モトクロス・エンデューロ				トライアル				ロードレース	スノーモビル スーパーモト
		国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	A級
2022年（欠格1年）	区分	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	A級
2021年（欠格2年）		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2020年（欠格3年）		〃	国内B級	〃	〃	〃	国内B級	国内A級	〃	〃	〃
2019年（欠格4年）		〃	〃	国内A級	国際B級	〃	〃	国内B級	国際B級	国内	B級
2018年（欠格5年）		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2017年以前		〃	〃	〃	国内A級	〃	〃	〃	国内A級	〃	〃

※ロードレースライセンス取得者（ジュニア、フレッシュマン、国内、国際）で、10年以上欠格期間がある場合は、フレッシュマン再取得者はMFJ公認サーキットライセンス（当該年度有効）を取得するか、MFJ公認フレッシュマンライセンス講習会を受講しなければならない。国内再取得者は公認サーキットライセンス取得のうえ当該サーキットでの3時間走行証明を取得するか、MFJ公認国内ライセンス講習会を受講しなければならない。

- 10-2 過去に各種目の年間世界チャンピオンとなった者は自動降格基準表にかかわらず当該種目の最上級部門のライセンス申請とする。申請時にMFJ事務局に連絡を必要とする。
- 10-3 過去に各種目の最上級区分（現ロードレース国際、モトクロス国際A級、トライアル国際A級、エンデューロ国際A級）で各クラスの全日本年間チャンピオンとなった者は希望により自動降格基準表の対象外となることのできる。ただし、最上級区分を再申請する場合は、MFJ事務局に連絡を必要とする。
- 10-4 国際ライセンス発行特別申請（ロードレースのみ適用）
ロードレース国際から国内に自動降格となった場合、「国際ライセンス発行特別申請」の手続きを行い、ロードレース委員会の審査によって認められた場合に限り、国際ライセンスを取得できる。ただし、過去に特別降格により国内ライセンスを取得した場合を除く。
- 10-4-1 国際ライセンス発行特別申請は、書式「MFJロードレース国際ライセンス発行特別申請」に必要事項を記入し、顔写真、申請料5,000円と欠格期間4年以降（国内ライセンス資格となった年）からの欠格期間分と当該年度の会費を添え、MFJ事務局に申請する。会費の算出は、2024年度の会費を基準とし、MFJ事務局に確認を行うこととする。なお、ロードレース国際が10年以上の欠格期間を有する場合は、申請者自ら「国際ライセンス」所持者であった証明書（例：過去のライセンス、レースリザルト等）を提出しなければならない。
- 10-4-2 申請理由が、ロードレース界の貢献に資すると認められた場合は、会費負担の軽減が図られる場合もある。

11 特別昇格およびその手続き

2021年度から特別昇格制度は廃止された。

12 特別降格およびその手続き

- 12-1 特別降格申請者は、当該年度有効な当該種目ライセンス所持者に限られる。
- 12-2 原則としてそのライセンス区分にて得点を得られないまま1年以上経過した者で、降格を希望する者は、特別降格の申請ができる。
- 12-3 この申請は、書式「MFJ競技ライセンス特別降格申請書」に必要事項を記入し、顔写真、申請料5,000円を添え、MFJ事務局に申請する。
- 12-4 この申請の受付は、2024年11月1日から2025年1月5日（**必着**）とし、MFJ事務局に申請することとし、期限を過ぎたものは一切受理されない。
- 12-5 この特別降格についての審査は、**サーキット施設**、MFJ専門委員会での審査結果による。
- 12-6 この特別降格により**降格した年度**は、再昇格基準が適用される。

13 再昇格基準

自動・特別降格が適用されたライセンス年度（有効期間内）のみ、以下の基準に適合する場合は、**年度中でも**再昇格することができる。自動降格により2階級以上降格した場合、その年度内であればひとつずつ2階級の昇格も認められる。基準に適合した者は、書式「MFJ競技ライセンス再昇格申請書」に必要事項を記入し、成績結果（大会公式リザルト）と現在所持しているMFJライセンスを添え、MFJ事務局へ申請する。この規則は、欠格期間が10年以上ある場合は適用されないが、トライアルのみ別に定める（※）。

1) ロードレース

- (1) 地方選手権以上のシリーズ大会において、原則として優勝した者。
- (2) 公式記録によるラップタイム等により、MFJロードレース委員会が特に必要と認め、承認した者。

2) モトクロス

- (1) 国際B級へ降格した場合は、全日本選手権IBOPENクラスで優勝した者。
- (2) 国内A級へ降格した場合は、地方選手権NAクラスで優勝した者。
- (3) 国内B級へ降格した場合は、地方選手権NBクラスで優勝した者。
- (4) MFJモトクロス委員会が特に必要と認め、承認した者。

3) トライアル

- (1) 国際B級に降格した場合は、全日本選手権IBクラスで優勝した者。
- (2) 国内A級に降格した場合は、地方選手権NAクラスで優勝した者。
- (3) 国内B級に降格した場合は、MFJ公認競技会NBクラスで優勝した者。
※ トライアルに限り(1)～(3)で資格を得た者は欠格期間10年以上を過ぎた場合でも適用することができる。
ただし、所属する地区トライアル部会の部会長の推薦状を必要とする。
- (4) MFJトライアル委員会が特に必要と認め、承認した者。

4) スーパーモト

- (1) B級に降格した場合、S1チャレンジにおいて優勝した者。
- (2) MFJスーパーモト委員会が特に必要と認め、承認した者。

5) エンデューロ

- (1) 降格したクラスにおいて、全日本またはエリア選手権シリーズで優勝した者。
- (2) MFJエンデューロ委員会が特に必要と認め、承認した者。

14 全日本選手権ランキング決定基準

1) 全日本選手権ランキング順位決定方法

全日本選手権ランキングの順位は次の方法により決定される。

- (1) 全日本選手権シリーズ大会で得た得点を合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。ただし、獲得点数が40点未満の場合はチャンピオンとせず、ランキング2位とする。
- (2) 上記(1)で同点となった場合、上位順位獲得回数の多い者が上位となる。※ポイント圏外の順位は対象とならない。
例：同点の者同士で1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。これでも同位の場合、2位を獲得した回数を比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- (3) 上記(2)で決定できない場合、最終戦成績結果（最終ヒートレース）の上位順位の者を上位とする。※ポイント圏外の順位は対象とならない。
- (4) 上記(3)で決定できない場合、最終戦に近い大会の成績結果の上位順位の者を上位とする。※ポイント圏外の順位は対象とならない。
- (5) 上記(4)で決定できない場合、前年度のランキング上位の者を上位とする。
- (6) 上記(5)で決定できない場合、MFJ当該種目専門委員会において最終決定する。

2) 地方選手権ランキング順位決定方法

基本的に全日本選手権ランキング順位決定方法に準ずる。

MFJ MOTO AWARDS 全日本選手権ランキング認定表彰式典

全日本選手権ランキング決定基準に基づき決定された選手およびその他特別賞対象者の栄誉を称え、2024年12月に開催されるMFJ MOTO AWARDSにて表彰される。受賞者は必ず出席しなければならない。

15 スポーツ指導者ライセンスの昇降格

第2章 ライセンス 10 スポーツ指導者ライセンスに関する規定 10-2 競技役員/講師の昇格基準および 10-3 競技役員/講師の降格基準参照。

16 本規則の施行

本規則は、2024年1月1日から施行する。

2024

MFJ国内競技規則

MOTORCYCLESPO RTS RULES

付則2 MFJアンチ・ドーピング規則

なぜ「アンチ・ドーピング」なのか？

ドーピングとは ※JADAから抜粋

ドーピングとは「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」のことです。禁止薬物を意図的に使用することだけをドーピングと呼びがちですが、それだけではありません。意図的であるかどうかに関わらず、ルールに反する様々な競技能力を高める「方法」や、それらの行為を「隠すこと」も含めて、ドーピングと呼びます。

ドーピングは、自分自身の努力や、チームメイトとの信頼、競い合う相手へのリスペクト、スポーツを応援する人々の期待などを裏切る、不誠実で利己的な行為であり、ドーピングがある限り、そもそもスポーツはスポーツとして成り立つことができません。

アンチ・ドーピングとは

アンチ・ドーピングとは、ドーピング行為に反対（antiアンチ）し、スポーツがスポーツとして成り立つための、教育・啓発や検査といった様々な活動のことです。スポーツは、そもそも、その参加者がフェア（公正）でなければ成り立ちません。JADAは、アンチ・ドーピング活動によって、すべての人がフェアであることを支え、アスリートの健康を保護するために、ドーピングの撲滅を目指しています。

JADAのアンチ・ドーピング活動には、2つの種類があります。1つ目は、残念ながら現在スポーツにおいて報告されるドーピングをゼロにすること。そして2つ目は、スポーツにおいてドーピングが起らないよう予防的な活動を行うことです。

アンチ・ドーピングは決してドーピングしているアスリートを排除するだけの活動ではありません。アスリートがドーピングのリスクを理解し、そのうえで自分自身、自分のとりくむ競技、スポーツ全体を守るために具体的な行動を行うことや、その教育活動を推進すること。さらに、ドーピングを予防する観点から、スポーツ、社会における「フェアネス」の価値観を共有していくこともアンチ・ドーピング活動に含まれます。

なぜ、アンチ・ドーピングが必要なのか

競い合う相手がドーピングをしているかもしれないという疑いがある時、自分自身が真剣にスポーツに打ち込めるでしょうか？ 相手の勝利を心から称えることができるでしょうか？

また、スポーツにおいてドーピングが当たり前になってしまったら、どのようなことが起こるのでしょうか？

スタジアムへスポーツを見に行きたいと思うのでしょうか？ 家族や友達にスポーツをやってほしいと思うのでしょうか？

ドーピングが蔓延すると、フェアなスポーツは成立しなくなります。そして、スポーツの土台を支える「フェア」が無くなってしまおうと、その上に築かれている、スポーツが持つ多様な価値は壊れてしまいます。それは、スポーツの社会的な信用を失墜させることにもつながります。さらに、ドーピングは健康上の被害を引き起こす可能性がある危険な行為でもあるのです。

アンチ・ドーピングは、スポーツにおけるフェア、スポーツの価値を守る活動です。アンチ・ドーピング活動を推進することで、フェアなスポーツが約束され、スポーツの価値はもっと多様に広がっていくでしょう。そして、すべての人たちが安心してスポーツを心から楽しめるようになります。

では、このようなアンチ・ドーピング活動に誰が関わっていくべきでしょうか？ スポーツの価値を守るために、ス

スポーツに携わる全ての人が積極的に参加する必要があります。トップアスリートだけでなく、トップを目指すアスリート、趣味でスポーツをする人、スポーツをみる人、ささえる人など、スポーツに携わる多様な人々がアンチ・ドーピングを知り、活動に参加することで、アンチ・ドーピングの目的である「スポーツにおけるフェア、スポーツの価値を守る」ことが実現できます。自分自身がスポーツの価値を守るためにできること、それを一人一人が実行していくことが、アンチ・ドーピング活動を構成していきます。

スポーツの価値

スポーツにはどのような「価値」があるのでしょうか？

健康な体づくりができること。挑戦する、勇気を持つ、相手を尊敬するといった気持ちの素晴らしさや、年齢や人種を越えた他者理解の心を育むことができること。チームワークやルールを守る姿勢を通して、フェアであることの大切さを知ること。さまざまな答えがあるかもしれませんが、その全てが「スポーツの価値」に含まれます。私たちは、スポーツをしたり、見たり、支えたりする中で、そのようなスポーツの価値にふれることができます。

我が国のスポーツ基本法には、「スポーツは世界共通の人類の文化」と記載されています。私たち人類は、スポーツの中で多様な価値を育み、継承してきました。それは、上記のような価値が、単にスポーツの中でのみ尊重されているものではなく、スポーツ以外の日常生活のさまざまな場面においても、さらには個人の生き方としても尊重され、守られるべきものだ、世界の人々が信じているからです。

あなたは「スポーツの価値」と聞いて何を想像しますか？

そして、未来に継承したい「スポーツの価値」は何ですか？

第1章 総則

第1条

ドーピングは、スポーツと医学の倫理に反する。

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「本協会」という）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下JADAという）に加盟し、WADA/JADAの定める規則ならびにFIMメディカルコードを尊重し、アンチ・ドーピングを推進する。

第2条

本協会は、ドーピングを禁止する。

第3条

ドーピングとは、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）規定の禁止リストならびにFIMメディカルコードに規定された禁止物質および禁止方法の使用に該当することをいう。

第4条

本協会は、本協会が公認・承認する競技会に出場する選手、および本協会が国際競技大会へ派遣する日本代表選手（候補を含む）を対象としてドーピング検査を行なう。

第5条

第4条に規程される競技者は、本協会から要請があった場合には、ドーピング検査を受けなければならない。検査を拒否した場合は、理由の如何にかかわらず陽性と判断され、制裁が科される。

第6条

本協会は、ドーピングを行なった競技者に対して制裁を科す。

競技者にドーピングを強要したり、勧めた者、また競技者のドーピングを手助けしたり、容認した者にも制裁を科す。

第7条

ドーピングを行わないことは、競技者自らの義務と責任である。

競技者から禁止物質が検出された場合には、ドーピングの推定を反証する責任は当該競技者にある。

第2章 ドーピング防止規程

1. 世界アンチ・ドーピング防止規程および日本アンチ・ドーピング規程

1.1 MFJは世界アンチ・ドーピング規程（以下、「WADA規程」という）および日本アンチ・ドーピング規程（以下、「JADA規程」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担うこととなった。

1.2 WADA規程に基づき、MFJは以下の役割および責任等を担うものとする。

(1) ドーピング防止方針および規則がWADA規程およびJADA規程に準拠すること。

(2) 国内競技連盟のドーピング防止方針および規則がWADA規程およびJADA規程に準拠することを加盟または承認の条件とすること。

(3) JADAと協力すること。

本条項(4)は現MFJとは合致していないが、WADA規程ならびにJADA規程との整合性を取るために記載するものである。

(4) MFJに通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出するよう義務づけること。

(5) WADA規程またはJADA規程に違反した競技者または競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金および助成金の交付の全部または一部を停止すること。

(6) ドーピング防止教育を奨励すること。

2. アンチ・ドーピング防止規程の適用

2.1 本規程は以下の者に対して適用される。

(1) MFJ

(2) 競技者

(3) 日本代表選手団のメンバー

(4) 競技者支援要員

(5) 国内競技連盟

2.2 アンチ・ドーピング規則違反に対し、制裁措置が適用される。

3. 義務

3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。

(1) 適用されるドーピング防止方針および規則を理解し、遵守すること。

(2) 検体採取に応ずること。

(3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。

(4) 医師に、禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針および規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。

本条項3.2は現MFJとは合致していないが、WADA規程ならびにJADA規程との整合性を取るために記載するものである。

3.2 MFJに通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最

新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出すること。

- 3.3 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。
- (1) 自らにまたは支援する競技者に適用されるドーピング防止方針および規則を理解し、遵守すること。
 - (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
 - (3) 競技者の価値観および行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

4. 検査

MFJは、WADA 規程およびJADA 規程に従い、ドーピング防止機関（JADAを含む）が行なう検査の分析結果を承認する。

5. 本規程違反

- 5.1 アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規程に違反する。
- 5.2 アンチ・ドーピング規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA 規程およびJADA 規程の各第5条、第6条および第7条が適用される。

6. ドーピング防止規則違反の承認

MFJは、すべてのドーピング防止機関による、人がアンチ・ドーピング規則違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定がWADA 規程およびJADA 規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

7. MFJが科す制裁措置

- 7.1 アンチ・ドーピング規則違反を犯したと認定された人は、MFJメディカル部会の決定に従い、制裁措置の期間、日本代表選手団またはその選考の資格、MFJからの交付金、助成金および補助金の交付の全部または一部を受ける資格、ならびに、MFJで役職に就く資格を失う。
- 7.2 制裁措置の期間は、WADA 規程およびJADA 規程の各第10条および第11条に従って決定される。
- 7.3 MFJは、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって科された以前の制裁措置をも承認する。

8. 懲戒措置手続

アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事件は、WADA 規程およびJADA 規程に準拠して判断され、WADA 規程およびJADA 規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

9. 通知

本規程に基づいて制裁措置が科せられた場合には、MFJは科せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) 国際オリンピック委員会および公益財団法人日本オリンピック委員会
- (2) WADA 規程第14.1項およびJADA 規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) 当該人の国際競技連盟
- (4) WADAおよびJADA
- (5) MFJが通知を必要と考えるその他の人

10. 不服申立て

不服申立てについては、日本アンチ・ドーピング規程第13条（結果管理不服申立て）の規定に従うものとする。

11. ドーピング防止規則違反の審査

ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、またはその他の誤りがCAS（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構）またはドーピング防止機関により明らかになった場合、MFJはアンチ・ドーピング規則違反およびそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として科せられた

制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が科された旨通知されたすべての人に対し、そのことを報告するものとする。

12. 解釈

12.1 本規程中、以下の語は以下の意味を持つものとする。

■「アンチ・ドーピング規則違反」とは、WADA 規程およびJADA 規程の各第2条に記載されているドーピング防止規則に対する違反をいう。

■「競技者」とは、WADA 規程およびJADA 規程に定義されているとおりの意味を有する。

12.2 本規程で定義されていない語は、文脈より異なる意味を持つものを除き、WADA 規程およびJADA 規程で付与された意味を表すものとする。

第3章 本協会が実施するドーピング検査

第8条

ドーピング検査は、事前の通告をもって、または通告なしに実施される。

第9条

ドーピング検査は、JADA が任命する検査員により、検査員の指定する場所において実施される。

第10条

検体採取は、細則で定める手続きに従って行なわれる。

検体の分析結果に影響するとは考えられない些細な手続きの違いは、結果に対する影響はないものとする。

第11条

検体の分析はWADA 認定の検査機関で行なわれる。

第12条

検体の分析は、世界アンチ・ドーピング機構検体分析規定ならびにFIM メディカルコードに則って行なわれる。

第4章 結果の通告と制裁の手続き

第13条

検査機関からの検査結果は、本協会メディカル部会長または委員長が指定する代理委員に通告される。

第14条

A 検体に違反を疑わせる異常所見があった場合には、本協会メディカル部会長またはその代理委員は、本協会会長に報告する。競技者へは文書で通知し、所見に対する説明を求める。

第15条

競技者は通知を受けてから14日以内にB検体の確認検査を要求できる。

競技者が確認検査要求の権利を放棄するか、14日以内に確認検査を要求しない場合には、ドーピング検査陽性と認定される。

第16条

B検体の検査には、本協会メディカル部会1名、本協会の代表者1名、選手またはその代理人1名が立ち会うことができる。

第17条

B検体の検査結果は本協会メディカル部会長または代理委員に報告される。
本協会メディカル部会長またはその代理委員は、検査結果を本協会会長に報告する。

第18条

B検体が陰性の場合には、ドーピング検査陰性とされる。B検体がA検体と同所見の場合には、ドーピング検査陽性とされる。

ドーピング検査陽性の場合には、本協会は当該競技者ならびに関わりのあった者に対して制裁を科す。

第19条

本協会は、制裁を決定する前に、競技者ならびに関係者に公正な事情聴取の場を設ける。

第20条

本協会は、本協会規則に従って制裁を科す。

第5章 制裁

第21条

競技者に対する制裁は、競技結果の抹消、日本代表選手の認定取り消しおよび本協会に関わる公認・承認競技会への参加資格の停止である。

制裁内容は以下のとおりとし、WADA規定に則って決定する。

- (1) 嚴重注意
- (2) 資格停止 2年以内
- (3) 資格停止 2年以上終身

第22条

競技者にドーピングを強要したり、勧めた者、また競技者のドーピングを手助けしたり、容認した者に対する制裁は、第21条に規程する制裁を上限として、必要な修正を加えて科す。

第6章 付則

第23条

このアンチ・ドーピング規程の施行についての細則は別に定める。

付則1. 本規則は、2024年1月1日から施行する。

2024 MFJ国内競技規則 MOTORCYCLESPO RTS RULES

MFJアンチ・ドーピング細則

第1章 ドーピング検査の手続き

第1条

検査員からドーピング検査を要請された競技者は、速やかに検査を受けなければならない。
検査員はドーピング検査員証明書を競技者に提示する。

第2条

検査員が訪れた場合には、競技者はその時点で行なっている活動を終了させるために必要な相当の時間を与えられる。
なお、競技者は検査が終了するまで検査員の確認下にななければならない。
検体採取は可能な限り速やかに行なう。

第3条

ドーピング検査は検査員が指定する場所をドーピング検査室として実施する。
ドーピング検査室には、競技者の付き添い1名が同席することができる。

第4条

競技者は密封された採尿容器を複数の中から1つ選び、同性の検査員の確認のもとで、75ml以上の尿を採取する。

第5条

競技者は密封された検体容器キットを複数の中から1つ選び、尿をA、Bの検体容器に分けて入れ、検体容器を密封する。

第6条

競技者は、過去7日間にさかのぼって、使用した薬物を申告する。
また過去6ヶ月以内の輸血の有無についても申告する。

第7条

競技者ならびに付き添い人は検査用紙、検体容器のコードナンバーがすべて一致していること、手続きが公正に行なわれたことを確認し、検査用紙に署名する。

第8条

検査員は、検査用紙、検体容器のコードナンバーが一致していること、検査用紙に記載漏れがないかを確認して、検査用紙に署名する。

第9条

競技者がサンプル提供を拒否した場合、検査員は検体採取を拒否することにより競技者本人がこうむる不都合、すなわち、ドーピング検査を拒否したと見なされ処分を受けるということを、説明しなければならない。それでもなお競技

者が検体提供を拒否する場合は、検査員はこの旨をドーピング検査用紙に記載、署名し、競技者にも署名するよう要求する。検査員は、他にも特記すべきことがあればドーピング検査用紙にその旨を記載する。

第2章 制裁決定までの手続き

第10条

A 検体に違反を疑わせる異常所見があった場合には、この時点で、当該競技者の本協会に関わる事業への参加資格は一時停止される。

第11条

ドーピング検査陽性の場合には、制裁の最終決定がなされる前に、当該競技者ならびに関係者には公正な事情聴取の場として第13条以下に定める裁定委員会が設けられる。

第12条

裁定委員会の審議をもとに、制裁を決定する。

第3章 裁定委員会

第13条

裁定委員会は、必要に応じてその都度設置する。

第14条

裁定委員会の委員は、MFJ メディカル部会長、当該種目委員会委員長および副委員長により構成されることとし、必要に応じて本協会会長が委嘱する。

第15条

裁定委員会は、検査機関に検査データについての説明を、また本協会メディカル部会の意見を求めることができる。
本細則は2024年1月1日から施行する。

2024

MFJ国内競技規則

MOTORCYCLESPO RTS RULES

付則28 MFJ公認クラブ等の名称に関する規定

本規定は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）に登録するクラブおよび団体（以下「クラブ等」という）の名称の取り扱いに関して規定する。

第1条 クラブ等の登録

クラブ等が、MFJに登録する場合は、5名以上のライセンス所持者（エンジョイ資格を除く）で構成されなければならない。クラブ等が、公認競技会の主催者となる場合の条件は、別に定める。

第2条 クラブ等の名称の使用

クラブ等の名称は、MFJの承認を受けなければならない。
承認の申請は、MFJに対して行なわなければならない。

第3条 使用してはならない名称

次の各項に掲げる名称の使用は認められない。

1. 国際モーターサイクリズム連盟（FIM）およびFIM加盟の各国モーターサイクル協会の名称およびその略称。
2. MFJに既に登録されているクラブ等の名称およびその略称。ただし、当該クラブ等の同系列であり、地名等を付し、かつ、名称に関する権利保有者の名称使用についての同意書を得た場合はこの限りでない。
3. 著名な商品名、会社名およびこれに類似する名称。ただし、当該関係会社（二輪車メーカーを除く）と同系列等直接または間接に関係があり、かつ名称使用の同意書がある場合はこの限りでない。
4. 連盟（Federation）、協会（Association）、組合（Union）など、および同義語など。
5. 日本、国際、アジア、極東、ナショナル、ロイヤル、インペリアル、太平洋などの誇大にわたる名称およびこれとの同意義語。

第4条 その他承認されない名称

新規登録の場合、第3条の各項に該当する以外の名称であっても、公序良俗に反するか、または社会通念上奇異に感じられる名称ならびに実質と内容が伴わない名称については、MFJ中央スポーツ委員会において審査し、却下または変更を求めることがある。

更新登録の場合において、その名実が相反することとなった場合は、改称を求めることがある。

第5条 使用文字

クラブ等の名称は、漢字、片仮名、平仮名および数字のいずれかを用了組合せによって表示されなければならない。略称は、ローマ字で示すこととする。ただし地名を付記するものはこの限りではない。

第6条 名称の由来

クラブ等が新規に登録する際、必要により当該クラブ等に対しその名称の由来について、説明書の添付を求めることがある。

第7条 名称の変更

MFJに既に登録されたクラブ等の名称変更の申請がなされたときは、これを審査し、この規程の趣旨に反しないと認められた場合は、これを承認することとする。

第8条 付 則

本規定は、2024年1月1日から施行する。本規定施行の際、既に承認されているクラブ等の名称は、この規定の趣旨に反しない限りはなお従前の例による。

2024 MFJ国内競技規則 MOTORCYCLESPO RTS RULES

付則 29 MFJ公認制度

1 公認制度の目的

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）は国内競技規則に基づき、車両または部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツの公認を行う。車両・部品に関しては種目別規則の範囲内で、平等性と低コストと安全性を最低限確保すること。ヘルメット・レーシングスーツにおいては一定の基準を設け、**品質の向上を図り**競技者の安全に寄与することを目的とする。

2 公認制度

車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツの公認制度の詳細は別途定めるそれぞれの公認に関する規則に示す。

3 公認を要するもの

公認車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツであることが必要とされる種目と開催クラスの各種目の技術規則に示される。

4 MFJ公認車両および公認部品・用品

- 4-1 MFJ公認車両および公認部品・用品については、「MFJ車両・部品公認ならびに**競技用ヘルメット・ロードレースレーシングスーツ公認**に関する規則」の定めるところによる。
なお、公認された車両および部品・用品については、MFJホームページ [<https://www.mfj.or.jp>]、その他により公示される。
- 4-2 車両・部品の公認は、MFJ技術委員会において審査し、用品の公認はMFJ競技用装備部会で審査し、承認された日を基準にして一定の告知期間の後に正式に発効する。
- 4-3 車両は、当該競技会公式車検日時点で公認が発効されている車両でなければ出場申込みをすることができない。
- 4-4 公認とは国内競技規則に合致することを認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

5 公示方法

- 5-1 公認車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツは国内競技規則付則に示す。
- 5-2 追加車両およびモデル等についてはMFJホームページ [<https://www.mfj.or.jp>] に公認発効日とともに公示される。

公式シグナル (下記は参考であり、詳細は各種目別規則が適用される。)

MFJ ROAD RACE

フラッグは振動提示される(一部除く)
(フラッグ寸法:80cm×100cm)




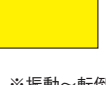






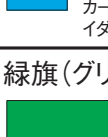


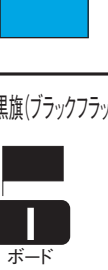






国旗  <p>レーススタート (通常シグナルで示す: レッドライト消灯)</p>	青旗(ブルーフラッグ)  <p>後方よりベースの速い車両が接近し、追い越される状態にある。</p>	黄旗(イエローフラッグ)  <p>・前方コース及びコースサイドに障害物やその他危険な状態であることを示す。 1本振動:コースサイドに危険な状態を予告 2本振動:コース上に走行を妨げる危険性の予告 ・減速、停止準備、追い越し禁止。</p>	黄旗+白地に黒文字のSCボード  <p>セーフティーカー介入によるレースの非競技化(注意・減速・追い越しは禁止) 指示された車両以外セーフティーカーの追い越し禁止。 1列で走行すること。</p>
緑旗(グリーンフラッグ)  <p>・コース規制の解除ならびに、提示ポストから黄旗の解除を示す。 ・レース以外の走行の1周目に各ポストで表示される。 ・ウォームアップラップのスタート合図。</p>	チェッカーフラッグ  <p>レースまたはプラクティスセッション(公式予選等)の終了。</p>	赤旗(レッドフラッグ)  <p>競技中断 すべてのライダーは低速で最大限の慎重さと注意を持ってそれぞれのピットに戻る。</p>	黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字のサインボード  <p>当該ライダーに速やかにピットインの指示を示す。</p>
赤ストライプ付黄旗  <p>雨以外の理由でコース表面が滑りやすい状態。(オイルや落下物がある可能性も含む)</p>	青旗+チェッカーフラッグ  <p>ファイナルラップにフィニッシュラインの手前でトップライダーの直前に他のライダーが走行している場合、トップのライダーはチェッカーを意味するが、直前を走るライダーはもう1周することを示す。</p>	白旗(ホワイトフラッグ)  <p>前方の救急車両等の介入車両に遭遇することを示す。白旗表示位置から介入車両を追い越すまで他のライダーの追い越し禁止。</p>	オレンジボール旗+黒地に白文字のサインボード  <p>サインボードで示された番号の競技車両は、対象者自身、及び他のライダーに危険を及ぼす可能性があり、速やかにコースから離脱し、安全な場所に停止しなければならない。</p>
レッドクロス(赤い斜め十字の入った白旗)  <p>コース上のこの付近において、雨が降り始めたことを示す。 この雨が路面状況に影響を及ぼしている可能性もある。</p>	ライドスルーボード  <p>当該ライダーは、レース中、ピットレーンを通して通過するよう指示される。途中、停止することは認められない。通過後、当該ライダーはレースに復帰することができる。ライダーはピットレーン速度制限を遵守しなくてはならない。</p>	白黒斜分割旗  <p>静止 前方にスロー走行車両があることを示す。 振動 前方のスロー走行車両と走行ラインが重なる可能性を示す。</p>	

MFJ MOTOCROSS

(フラッグ寸法:約60cm×75cm)

MFJ SUPERMOTO

(フラッグ寸法:約60cm×75cm)

国旗  <p>レーススタート (スターティングマシンで行う場合がある)</p>	黄旗(イエローフラッグ)  <p>静止: 次のフラッグポストで黄旗振動が提示されている。 振動: 転倒・事故発生場所の直前フラッグポストであることを示す。 速度を大幅に減速、停止準備、追い越し禁止、大幅に減速してジャンプを通過する。 ※[振動提示~転倒・事故発生場所を完全に通過するまで]を制限の適用区間とする</p>	国旗  <p>レーススタート (通常シグナルで示す: レッドライト消灯)</p>	黄旗(イエローフラッグ)  <p>振動: 速度を大幅に減速、停止準備、追い越し禁止、大幅に減速してジャンプを通過する。 ※振動~転倒事故区間を過ぎるまでの区間を適用範囲とする。</p>
レッドクロス旗  <p>静止:コース上で救護活動が行われていることを示す。(コントロールライン上で表示) 振動:この先で救護活動が行われていることを示す。 最大限の注意を払い救護現場を通過する。 ※すぐに停止できる速度で救護活動場所を通過すること</p>	赤旗(レッドフラッグ)  <p>競技中断 すべてのライダーは低速で最大限の慎重さと注意を持ってスタートゲートに戻る。</p>	赤ストライプ付黄旗  <p>オイル・水またはその他、この付近のコースにすべりやすい地点あり。</p>	赤旗(レッドフラッグ)  <p>競技中断 すべてのライダーは低速で最大限の慎重さと注意を持ってピットレーンに戻る。</p>
チェッカーフラッグ  <p>レースまたはプラクティスセッション(公式予選等)の終了。</p>	青旗+チェッカーフラッグ  <p>トップのライダーはチェッカーを意味するが、直前を走るライダーはもう1周しなければならない。</p>	青旗+チェッカーフラッグ  <p>ファイナルラップにフィニッシュラインの手前でトップライダーの直前に他のライダーが走行している場合、トップのライダーはチェッカーを意味するが、直前を走るライダーはもう1周することを示す。</p>	チェッカーフラッグ  <p>レースまたはプラクティスセッション(公式予選等)の終了。</p>
青旗(ブルーフラッグ)  <p>警告、ラップされようとしている。</p>	黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字のサインボード  <p>サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。</p>	緑旗(グリーンフラッグ)  <p>レーススタート時におけるコースクリアを示す。またエンジン始動の合図に使用される場合がある。</p>	ジャンプスタートボード  <p>サインボードで示された番号の競技車両は、ジャンプスタートにより競技結果に15秒加算される。</p>
緑旗(グリーンフラッグ)  <p>レーススタート時におけるコースクリアを示す。またエンジン始動の合図に使用される場合がある。</p>	青旗(ブルーフラッグ)  <p>後方よりベースの速い車両が接近し、追い越される状態にある。</p>	青旗(ブルーフラッグ)  <p>後方よりベースの速い車両が接近し、追い越される状態にある。</p>	黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字のサインボード  <p>サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。</p>

レースナンバー(ナンバープレート色見本)

MFJ ROAD RACE

25 JSB1000	34 ST1000	19 ST600
12 J-GP3	68 インターナショナル	50 ナショナル

JP250

寸法: タテ200mm×ヨコ275mm
注: タテ×ヨコの数字はナンバープレートの寸法。

MFJ MOTOCROSS

90 IA1(国際A級)	78 IA2(国際A級)	21 国際B級
56 国内A級	34 国内B級	19 レディース
12 ジュニアクロス	31 (承認)キッズ65cc	11 (承認)チャイルドクロス

MFJ TRIAL

8 T.NIPPON 国際A級スーパークラス	75 T.NIPPON 国際A級	64 T.NIPPON 国際B級	53 国内A級	41 国内B級	11 T.NIPPON レディース	31 ジュニア
-------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------	-------------------	--------------------------------	-------------------

寸法: 原則タテ150mm以上×ヨコ175mm以上

MFJ ENDURO

全日本クラス

MFJ SUPERMOTO

31 インターナショナルAクラス	W 71 ウィメンズクラス	68 インターナショナルBクラス
25 ナショナルAクラス	4 4の頂点を離さない	49 ナショナルBクラス

25 S1 PRO	12 S1 OPEN
41 S2	31 S3

最低寸法: タテ235mm×ヨコ285mm

ゼッケンナンバー書体例

MFJ ROAD RACE

0123456789

数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また影つき数字などは認められない。

MFJ MOTOCROSS

下記を基準とした書体とする。

0123456789 0123456789 0123456789
 0123456789 0123456789 0123456789
0123456789
0123456789

MFJ SUPERMOTO

下記を基準とした書体とする。

0123456789 0123456789 0123456789

MFJ公認マークについて

ヘルメット(全種目)・レーシングスーツ(ロードレース/スーパーモト)はMFJが公認したものでなければならない。

MFJの公認した製品には下記のMFJ公認マークが貼付されている。

【ヘルメットMFJ公認マーク】

■ 2022年規格



<使用期限：2036年12月31日>

◆ 2017年規格



<使用期限：2031年12月31日>



<使用期限：2026年12月31日>

【レーシングスーツMFJ公認マーク】

<ロードレース用>

■ 2022年規格



<使用期限：2036年12月31日>

◆ 2017年規格



<使用期限：2031年12月31日>



<使用期限：2026年12月31日>

<スーパーモト専用>



※上記MFJ公認マークが貼付されている製品は、使用期限内まで有効です。

■ MFJ公認マークが剥がれた場合や、新マークの貼付は、公認を取得したメーカーが行う。その際の手順・方法等は全てメーカー側の意向で行われる。

尚、故意に公認マークを剥がしたり、損失した場合の貼付は認められない。

〈推奨〉ヘルメットは使用頻度や保存状態で経年劣化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は使用しない事を推奨する。